

徳島県こども計画（別冊）

- I 徳島県子ども・子育て支援事業支援計画
- II 徳島県社会的養育推進計画

令和 年 月
徳 島 県

目 次

I 徳島県子ども・子育て支援事業支援計画 1

第1章 徳島県子ども・子育て支援事業支援計画

第1節 計画の趣旨

- 1 徳島県子ども・子育て支援事業支援計画とは 2

第2節 区域の設定

- 1 県区域設定の趣旨 2
- 2 県区域設定の基本的考え方 2
- 3 県区域設定の内容 2

第2章 教育・保育の提供体制の確保等

第1節 教育・保育の提供体制の確保

- 1 教育・保育の量の見込みにおける基本的考え方 5
- 2 各年度における教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその
実施時期 5

第2節 教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保

- 1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係
る基本的考え方及びその推進方策 8
- 2 認定こども園の普及に関する基本的考え方 8
- 3 認定こども園の目標設置数、設置時期 8

第3節 教育・保育等に従事する者の確保及び質の向上策

- 1 特定教育・保育、特定地域型保育及び特定乳児等通園支援を行う者の具体
的な必要見込み人数と確保方策及び質の向上策 9

第3章 地域子ども・子育て支援事業の推進

第1節 地域子ども・子育て支援事業の推進

- 1 各事業の量の見込みにおける基本的考え方 10
- 2 各年度における量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期 . . . 11

第4章 広域調整及び教育・保育情報等の公表等

第1節 広域調整

- 1 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整 30

第2節 教育・保育情報等の公表

- 1 教育・保育情報及び経営情報の公表の実施方法等 31
- 2 市町村ごとの待機児童解消の取組状況の公表 31

第3節 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な 市町村との連携の推進方策	
1 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施	32
2 市町村との連携の方策	32
別表1 保育の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期	33
別表2 認定こども園の目標設置数、設置時期	48

Ⅱ 徳島県社会的養育推進計画 51

第1章 社会的養育推進計画について

1 社会的養育推進計画とは	52
2 計画の期間	52

第2章 各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み

1 こどもの人口の推計	53
2 現に代替養育を必要とするこども数の状況	53
3 代替養育を必要とするこども数の見込み	54
4 里親等委託が必要なこどもの割合	55
5 里親等委託が必要なこども数の見込み	57

第3章 当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等 支援等）

1 現状及び課題	59
2 現行計画の達成見込み	59
3 目指す方向性	60
4 具体的な取組	60
5 目標	61

第4章 市町村のこども家庭支援体制構築の推進

1 現状及び課題	62
2 現行計画の達成見込み	63
3 目指す方向性	64
4 具体的な取組	64
5 目標	65

第5章 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

- 1 現状及び課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・67
- 2 目指す方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・67
- 3 具体的な取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・67
- 4 目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・68

第6章 里親等への委託や特別養子縁組等の推進

- 1 現状及び課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・69
- 2 現行計画の達成見込み・・・・・・・・・・・・・・・・・・73
- 3 目指す方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・74
- 4 具体的な取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・74
- 5 目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・75

第7章 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換の推進等

- 1 現状及び課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・78
- 2 現行計画の達成見込み・・・・・・・・・・・・・・・・・・81
- 3 目指す方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・82
- 4 具体的な取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・82
- 5 目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・84

第8章 児童相談所の強化等に向けた取組

- 1 現状及び課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・87
- 2 現行計画の達成見込み・・・・・・・・・・・・・・・・・・89
- 3 目指す方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・90
- 4 具体的な取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・91
- 5 目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・92

第9章 一時保護改革に向けた取組

- 1 現状及び課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・94
- 2 現行計画の達成見込み・・・・・・・・・・・・・・・・・・95
- 3 目指す方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・96
- 4 具体的な取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・96
- 5 目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・97

I 徳島県子ども・子育て支援事業支援計画

第1章 徳島県子ども・子育て支援事業支援計画

第1節 計画の趣旨

1 徳島県子ども・子育て支援事業支援計画とは

県内市町村が定める市町村子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法（以下、「法」という。）第61条第1項に基づき、5年間の計画期間における幼児期の教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画を定めたものであり、本計画である徳島県子ども・子育て支援事業支援計画は、法第62条第1項に基づき、県内市町村が策定する計画を踏まえて策定するものです。

第2節 区域の設定

1 県区域設定の趣旨

本計画では、法第62条第2項第1号の規定に基づき、市町村が市町村計画において定める教育・保育提供区域等を勘案し、各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める単位となる区域を定めます。

2 県区域設定の基本的考え方

本計画では、県区域の設定に際し、次の点を勘案しています。

- (1) 市町村が定める教育・保育提供区域
- (2) 隣接市町村間等における広域利用等の実態
- (3) 需給調整、広域調整への影響

（※1）広域利用：居住している市町村ではなく、他の市町村に所在する幼稚園・保育所等を利用することをいう。

（※2）需給調整：教育・保育施設から認可・認定の申請があった際に、その区域の利用定員の総数が必要利用定員総数に達しているか、設置によってそれを超える場合に、認可・認定しないことをいう。

3 県区域設定の内容

(1) 教育

私立幼稚園において、広域的な利用が行われていることを踏まえ、県全体を1区域として設定します。

(2) 保育

現状では、市町村ごとに需給バランスの確保が図られており、市町村間での広域利用も一部の隣接地域等に限られることや、今回の各市町村における提供区域の設定や量の見込みに対する提供体制の確保策においても、市町村毎の対応となっていることを踏まえ、各市町村を1区域として設定します。

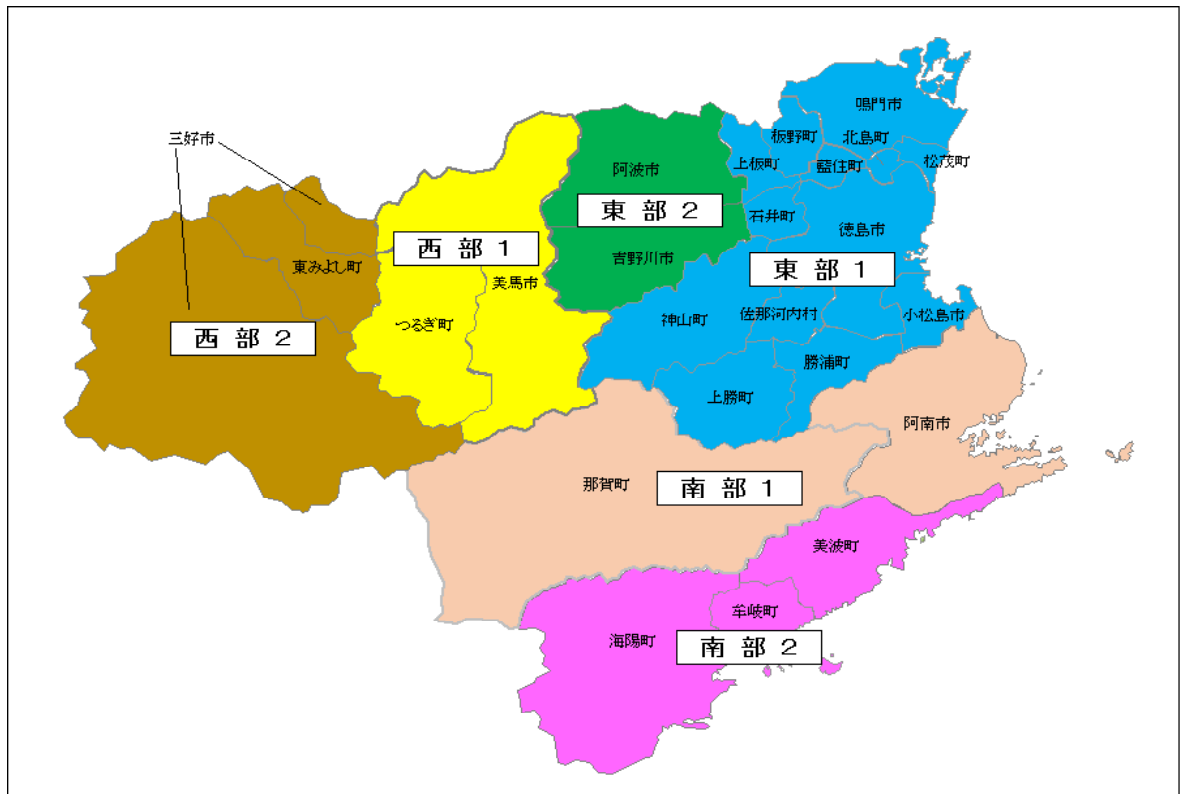
なお、具体的な区域設定は、次のとおりです。

徳島地区（徳島市）	勝浦地区（勝浦町）	海陽地区（海陽町）
鳴門地区（鳴門市）	上勝地区（上勝町）	松茂地区（松茂町）
小松島地区（小松島市）	佐那河内地区（佐那河内村）	北島地区（北島町）
阿南地区（阿南市）	石井地区（石井町）	藍住地区（藍住町）
吉野川地区（吉野川市）	神山地区（神山町）	板野地区（板野町）
阿波地区（阿波市）	那賀地区（那賀町）	上板地区（上板町）
美馬地区（美馬市）	牟岐地区（牟岐町）	つるぎ地区（つるぎ町）
三好地区（三好市）	美波地区（美波町）	東みよし地区（東みよし町）
		計24地区

（３）地域子ども・子育て支援事業

病児・病後児保育事業やファミリー・サポート・センター事業における広域利用の実態等を踏まえ、県内を6つの地域に分けて区域を設定します。

区域の種類		構成市町村数	構成市町村
東部	東部 1	13	徳島市、鳴門市、小松島市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町
	東部 2	2	吉野川市、阿波市
南部	南部 1	2	阿南市、那賀町
	南部 2	3	美波町、牟岐町、海陽町
西部	西部 1	2	美馬市、つるぎ町
	西部 2	2	三好市、東みよし町



第2章 教育・保育の提供体制の確保等

第1節 教育・保育の提供体制の確保

1 教育・保育の量の見込みにおける基本的考え方

各市町村においては、市町村計画に記載する各年度における教育・保育の量の見込みの算定に当たり、地域の子育て家庭に対して教育・保育施設の利用状況や今後の利用希望、保護者の就労状況等に関するアンケート調査を実施しています。

その結果に基づいて算出した量の見込みを基に、地域の実情を踏まえて社会的流出入等を勘案の上、子ども・子育て会議での審議等を経て、必要な調整を加え、最終的な量の見込みを定めています。

本計画の各年度における教育・保育の量の見込みの算定に当たっては、各市町村における数値を県が設定した区域ごとに集計し、認定区分^{*1}ごとに定めています。

(※1) 認定区分：法第19条第1項に定める施設型給付等を受ける子どもの支給認定の区分をいう。

認定区分	内 容	利 用 先
1号認定	満3歳以上の就学前の子ども（2号認定を除く）	幼稚園、 認定こども園
2号認定	満3歳以上で保育を必要とする就学前の子ども	保育所、 認定こども園
3号認定	満3歳未満で保育を必要とする就学前の子ども	保育所、 認定こども園、 地域型保育事業

2 各年度における教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容及び

その実施時期

各市町村においては、量の見込みに対する教育・保育の提供体制を確保するため、計画的な施設整備等を行います。

特に、保育については、令和7年度から令和10年度末を見据えた持続可能で質の高い保育を実現すべく国が掲げた「保育政策の新たな方向性」を踏まえ、必要な保育の提供体制を確保するとともに、保育の質の確保・向上に取り組みます。

県においては、国とともに、保育ニーズに併せた計画的な施設整備や保育人材確保を促進するなど、市町村への支援を行います。

(1) 教育

(単位：人)

（単位：人）

年度	区 分		1号認定	2号認定 （教育）	合 計
7	量の見込み ①		2,277	889	3,166
	確保の 内 容	教育・保育施設 確認を受けない 幼稚園	4,869	1,016	5,885
		幼稚園＋ 預かり保育	1,075		1,075
		幼稚園＋ 預かり保育	548	71	619
		企業主導型保育施設		0	0
		認可外保育施設		0	0
		計 ②	6,492	1,087	7,579
	差引 ②－①		4,215	198	4,413
8	量の見込み ①		2,248	707	2,955
	確保の 内 容	教育・保育施設 確認を受けない 幼稚園	4,885	822	5,707
		幼稚園＋ 預かり保育	1,075		1,075
		幼稚園＋ 預かり保育	511	36	547
		企業主導型保育施設		0	0
		認可外保育施設		0	0
		計 ②	6,471	858	7,329
	差引 ②－①		4,223	151	4,374
9	量の見込み ①		2,134	629	2,763
	確保の 内 容	教育・保育施設 確認を受けない 幼稚園	4,774	757	5,531
		幼稚園＋ 預かり保育	1,075		1,075
		幼稚園＋ 預かり保育	479	36	515
		企業主導型保育施設		0	0
		認可外保育施設		0	0
		計 ②	6,328	793	7,121
	差引 ②－①		4,194	164	4,358
10	量の見込み ①		1,985	593	2,578
	確保の 内 容	教育・保育施設 確認を受けない 幼稚園	4,585	720	5,305
		幼稚園＋ 預かり保育	1,075		1,075
		幼稚園＋ 預かり保育	465	36	501
		企業主導型保育施設		0	0
		認可外保育施設		0	0
		計 ②	6,125	756	6,881
	差引 ②－①		4,140	163	4,303
11	量の見込み ①		1,932	584	2,516
	確保の 内 容	教育・保育施設 確認を受けない 幼稚園	4,145	715	4,860
		幼稚園＋ 預かり保育	1,075		1,075
		幼稚園＋ 預かり保育	871	36	907
		企業主導型保育施設		0	0
		認可外保育施設		0	0
		計 ②	6,091	751	6,842
	差引 ②－①		4,159	167	4,326

※数値は各市町村において精査中のため、暫定値を記載

(2) 保育

県全域の内容は、次のとおりです。

なお、区域ごとの内容については、別表1のとおりです。

(単位：人)

年度	区 分		2号認定 (保育)	3号認定			合 計
				1歳児	2歳児	0歳児	
7	量の見込み ①		8,546	2,856	3,037	1,725	16,164
	確保の内 容	教育・保育施設	9,790	2,887	3,328	1,755	17,760
		幼稚園＋預かり保育	0	0	0		0
		地域型保育事業	2	105	177	76	360
		認可外 企業主導型保育	98	56	55	45	254
		保育施 施設の地域枠					
		設 その他	32	12	12	11	67
8	計 ②		9,922	3,060	3,572	1,887	18,441
	差引 ②－①		1,376	204	535	162	2,277
	量の見込み ①		8,267	2,789	3,006	1,702	15,764
	確保の内 容	教育・保育施設	9,740	2,882	3,308	1,771	17,701
		幼稚園＋預かり保育	0	0	0		0
		地域型保育事業	2	105	177	76	360
		認可外 企業主導型保育	98	56	55	45	254
		保育施 施設の地域枠					
		設 その他	32	12	12	11	67
9	計 ②		9,872	3,055	3,552	1,903	18,382
	差引 ②－①		1,605	266	546	201	2,618
	量の見込み ①		8,022	2,721	2,963	1,663	15,369
	確保の内 容	教育・保育施設	9,711	2,853	3,327	1,761	17,652
		幼稚園＋預かり保育	0	0	0		0
		地域型保育事業	2	105	177	71	355
		認可外 企業主導型保育	97	56	55	45	253
		保育施 施設の地域枠					
		設 その他	33	12	12	11	68
10	計 ②		9,843	3,026	3,571	1,888	18,328
	差引 ②－①		1,821	305	608	225	2,959
	量の見込み ①		7,843	2,656	2,883	1,625	15,007
	確保の内 容	教育・保育施設	9,712	2,845	3,309	1,765	17,631
		幼稚園＋預かり保育	0	0	0		0
		地域型保育事業	2	105	177	71	355
		認可外 企業主導型保育	97	56	55	45	253
		保育施 施設の地域枠					
		設 その他	33	12	12	11	68
11	計 ②		9,844	3,018	3,553	1,892	18,307
	差引 ②－①		2,001	362	670	267	3,300
	量の見込み ①		7,671	2,597	2,818	1,592	14,678
	確保の内 容	教育・保育施設	9,602	2,828	3,282	1,758	17,470
		幼稚園＋預かり保育	0	0	0		0
		地域型保育事業	2	105	177	71	355
		認可外 企業主導型保育	97	56	55	45	253
		保育施 施設の地域枠					
		設 その他	33	12	12	11	68
11	計 ②		9,734	3,001	3,526	1,885	18,146
	差引 ②－①		2,063	404	708	293	3,468

※数値は各市町村において精査中のため、暫定値を記載

第2節 教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する 体制の確保

1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る 基本的考え方及びその推進方策

全てのこどもの健やかな育ちを保障していくためには、こどもの発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を提供することが必要です。

そこで、教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含む全ての家庭及びこどもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質及び量の両面にわたり充実させます。

2 認定こども園の普及に関する基本的考え方

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟にこどもを受け入れられる施設であり、より質の高い教育・保育を実施するための方策として、認定こども園への移行を推進します。

3 認定こども園の目標設置数、設置時期

県全域の内容は、次のとおりです。

なお、区域ごとの内容については、別表2のとおりです。

(単位：か所)

類 型	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
幼保連携型	65	66	66	67	70	71
幼稚園型	1	2	2	2	2	2
保育所型	18	20	20	20	20	19
地方裁量型	0	0	0	0	0	0
計	84	88	88	89	92	92

※数値は各市町村において精査中のため、暫定値を記載

第3節 教育・保育等に従事する者の確保及び質の向上策

1 特定教育・保育、特定地域型保育及び特定乳児等通園支援を行う者の具体的な必要見込み人数と確保方策及び質の向上策

(1) 必要見込み人数（常勤換算）

（単位：人）

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
保育教諭	1,398	1,399	1,422	1,454	1,478
幼稚園教諭	441	421	399	393	387
保育士	2,024	2,097	2,088	2,021	1,975
保育従事者（※1）	0	0	0	0	0
家庭的保育者（※2）	0	0	0	0	0
家庭的保育補助者（※3）	0	0	0	0	0
家庭的保育者（※4）	0	0	0	0	0
合 計	3,863	3,917	3,909	3,868	3,840

※1：小規模保育事業B型における保育従事者

※2：小規模保育事業C型及び家庭的保育事業における家庭的保育者

※3：小規模保育事業C型及び家庭的保育事業における家庭的保育補助者

※4：居宅訪問型保育事業における家庭的保育者

※数値は各市町村において精査中のため、暫定値を記載

(2) 確保方策及び質の向上策（徳島県こども計画の再掲）

- 安心して子どもを預けられる体制を整備するため、保育現場における職員配置基準の改善や、更なる処遇改善が図られるよう、国や市町村と連携し取組を進めます。
- 新たに保育士を目指す者に向けた資格の取得支援、就業継続のための環境づくり、離職者（潜在保育士）の再就職の促進など、保育士・保育所支援センターを中心に保育人材確保に取り組みます。
- 保育士養成施設に在学する学生はもとより、高校生以下の児童・生徒を含め、保育士としての就職を目指す人材を確保するため、保育士としての業務内容ややりがい等についての普及啓発を行います。

第3章 地域子ども・子育て支援事業の推進

第1節 地域子ども・子育て支援事業の推進

1 各事業の量の見込みにおける基本的考え方

教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含む全ての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援の充実を図るため、法により「地域子ども・子育て支援事業」が定められました。

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が市町村計画に従って実施し、県は、地域の実情に応じた子育て支援サービスが提供できるよう必要な支援を行います。

地域子ども・子育て支援事業として定められた事業は、次の19事業です。

- ・利用者支援事業
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・妊婦健康診査
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・養育支援訪問事業
- ・子育て短期支援事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）
- ・一時預かり事業
- ・延長保育事業
- ・病児・病後児保育事業
- ・放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）
- ・実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ・多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
- ・子育て世帯訪問支援事業
- ・児童育成支援拠点事業
- ・親子関係形成支援事業
- ・妊婦等包括相談支援事業
- ・乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
- ・産後ケア事業

各市町村においては、教育・保育の量の見込みの算定と同様の手法により地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを算定しています。

本計画の各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算定に当たっては、各市町村における数値を県が設定した区域ごとに集計して定めています。

2 各年度における量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期

各事業の区域ごとの量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期については、次のとおりです。

なお、実費徴収に係る補足給付を行う事業及び多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業については、量の見込みに基づいて実施するものではないため、記載していません。

(1) 利用者支援事業

教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用に関する情報提供や相談対応を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

①基本型（基本Ⅰ型、Ⅱ型）

子育て世帯やこどもが、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援を行ったり、地域の関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成等により、地域における、子育て支援のネットワークに基づく支援等を行う事業です。

②地域子育て相談機関（基本Ⅲ型）

妊産婦・子育て世帯やこどもが気軽に相談できる子育て世帯の身近な相談機関として、保育所、認定こども園、幼稚園、地域子育て支援拠点事業など、子育て支援を行う施設・事業所が、こども家庭センターと連携して相談対応等を行う事業です。

③特定型

待機児童の解消等を図るため、行政が地域連携の機能を果たすことを前提に主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援を行う事業です。

④こども家庭センター型

妊産婦及び乳児期の健康の保持及び推進に関する包括的な支援及び全てのこどもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の改定に応じた支援まで、切れ目ない対応を行う事業です。

①基本型（基本Ⅰ型、Ⅱ型）

（単位：か所）

区域名	区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
東部1	量の見込み ①		1	1	1	1	16
	確保の内 容	基本型	1	1	1	1	16
東部2	量の見込み ①		0	0	0	0	0
	確保の内 容	基本型	0	0	0	0	0
南部1	量の見込み ①		0	0	0	0	0
	確保の内 容	基本型	0	0	0	0	0
南部2	量の見込み ①		0	0	0	0	0
	確保の内 容	基本型	0	0	0	0	0
西部1	量の見込み ①		0	0	0	0	0
	確保の内 容	基本型	0	0	0	0	0
西部2	量の見込み ①		0	0	0	0	0
	確保の内 容	基本型	0	0	0	0	0
合 計	量の見込み ①		1	1	1	1	16
	確保の内 容	基本型	1	1	1	1	16

※数値は各市町村において精査中のため、暫定値を記載

②地域子育て相談機関（基本Ⅲ型）

（単位：か所）

区域名	区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
東部1	量の見込み ①		0	0	0	0	0
	確保の内 容	地域子育て相談機関	0	0	0	0	0
東部2	量の見込み ①		0	0	0	0	0
	確保の内 容	地域子育て相談機関	0	0	0	0	0
南部1	量の見込み ①		0	0	0	0	0
	確保の内 容	地域子育て相談機関	0	0	0	0	0
南部2	量の見込み ①		0	0	0	0	0
	確保の内 容	地域子育て相談機関	0	0	0	0	0
西部1	量の見込み ①		0	0	0	0	0
	確保の内 容	地域子育て相談機関	0	0	0	0	0
西部2	量の見込み ①		0	0	0	0	0
	確保の内 容	地域子育て相談機関	0	0	0	0	0
合 計	量の見込み ①		0	0	0	0	0
	確保の内 容	地域子育て相談機関	0	0	0	0	0

※数値は各市町村において精査中のため、暫定値を記載

③特定型

(単位：か所)

区域名	区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
東部1	量の見込み ①		1	1	1	1	1
	確保の内 容	特定型	1	1	1	1	1
東部2	量の見込み ①		0	0	0	0	0
	確保の内 容	特定型	0	0	0	0	0
南部1	量の見込み ①		0	0	0	0	0
	確保の内 容	特定型	0	0	0	0	0
南部2	量の見込み ①		0	0	0	0	0
	確保の内 容	特定型	0	0	0	0	0
西部1	量の見込み ①		0	0	0	0	0
	確保の内 容	特定型	0	0	0	0	0
西部2	量の見込み ①		0	0	0	0	0
	確保の内 容	特定型	0	0	0	0	0
合 計	量の見込み ①		1	1	1	1	1
	確保の内 容	特定型	1	1	1	1	1

※数値は各市町村において精査中のため、暫定値を記載

④こども家庭センター型

(単位：か所)

区域名	区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
東部1	量の見込み ①		13	13	13	13	13
	確保の内 容	こども家庭センター型	13	13	13	13	13
東部2	量の見込み ①		2	2	2	2	2
	確保の内 容	こども家庭センター型	2	2	2	2	2
南部1	量の見込み ①		2	2	2	2	2
	確保の内 容	こども家庭センター型	2	2	2	2	2
南部2	量の見込み ①		3	3	3	3	3
	確保の内 容	こども家庭センター型	3	3	3	3	3
西部1	量の見込み ①		1	1	1	1	1
	確保の内 容	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
西部2	量の見込み ①		2	2	2	2	2
	確保の内 容	こども家庭センター型	2	2	2	2	2
合 計	量の見込み ①		23	23	23	23	23
	確保の内 容	こども家庭センター型	23	23	23	23	23

※数値は各市町村において精査中のため、暫定値を記載

※①基本型、②地域子育て相談機関、③特定型、④こども家庭センター型の「か所数」は、利用者支援事業実施要綱上実施している事業数を記載しています。

(2) 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て親子の交流の場の提供、子育て等に関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供等を行う事業です。

(単位：人日、か所)

区域名	区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
東部1	量の見込み ①(人日)		158,421	156,669	153,577	150,763	148,483
	確保の内 容(か所)	子育て支援拠点	39	39	39	40	40
		その他	0	0	0	0	0
		計 ②	39	39	39	40	40
東部2	量の見込み ①(人日)		26,886	25,533	25,990	25,057	24,199
	確保の内 容(か所)	子育て支援拠点	13	13	13	13	13
		その他	5	5	5	5	5
		計 ②	18	18	18	18	18
南部1	量の見込み ①(人日)		19,811	18,729	17,690	16,733	15,803
	確保の内 容(か所)	子育て支援拠点	12	12	13	13	13
		その他	3	3	3	3	3
		計 ②	15	15	16	16	16
南部2	量の見込み ①(人日)		2,885	2,944	2,595	2,476	2,370
	確保の内 容(か所)	子育て支援拠点	3	3	3	3	3
		その他	0	0	0	0	0
		計 ②	3	3	3	3	3
西部1	量の見込み ①(人日)		11,202	10,751	10,116	9,785	9,430
	確保の内 容(か所)	子育て支援拠点	6	6	6	6	6
		その他	0	0	0	0	0
		計 ②	6	6	6	6	6
西部2	量の見込み ①(人日)		2,258	2,236	2,236	2,214	2,214
	確保の内 容(か所)	子育て支援拠点	2	2	2	2	2
		その他	0	0	0	0	0
		計 ②	2	2	2	2	2
合 計	量の見込み ①(人日)		221,463	216,862	212,204	207,028	202,499
	確保の内 容(か所)	子育て支援拠点	75	75	76	77	77
		その他	8	8	8	8	8
		計 ②	83	83	84	85	85

※数値は各市町村において精査中のため、暫定値を記載

(3) 妊婦健康診査

妊婦に対して健康診査を行う事業です。

(単位：人回)

区域名	区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
東部1	量の見込み ①	37,717	37,017	36,267	35,716	35,119
	確保の内容 ②	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村
東部2	量の見込み ①	3,199	3,087	3,048	2,886	2,819
	確保の内容 ②	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村
南部1	量の見込み ①	7,597	7,204	6,868	6,546	6,238
	確保の内容 ②	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村
南部2	量の見込み ①	540	529	511	472	461
	確保の内容 ②	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村
西部1	量の見込み ①	1,548	1,487	1,424	1,389	1,315
	確保の内容 ②	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村
西部2	量の見込み ①	1,752	1,752	1,752	1,736	1,694
	確保の内容 ②	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村
合 計	量の見込み ①	52,353	51,076	49,870	48,745	47,646
	確保の内容 ②	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村

※数値は各市町村において精査中のため、暫定値を記載

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、育児に関する不安や悩みの傾聴・相談、子育て支援に関する情報提供、乳児及びその保護者の心身の様子及び養育環境の把握等を行う事業です。

(単位：人)

区域名	区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
東部1	量の見込み ①	2,801	2,748	2,703	2,667	2,631
	確保の内容 ②	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村
東部2	量の見込み ①	269	259	251	242	233
	確保の内容 ②	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村
南部1	量の見込み ①	271	253	238	224	211
	確保の内容 ②	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村
南部2	量の見込み ①	48	47	45	44	41
	確保の内容 ②	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村
西部1	量の見込み ①	131	126	121	118	112
	確保の内容 ②	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村
西部2	量の見込み ①	139	136	133	130	127
	確保の内容 ②	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村
合 計	量の見込み ①	3,659	3,569	3,491	3,425	3,355
	確保の内容 ②	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村

※数値は各市町村において精査中のため、暫定値を記載

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその家庭を訪問し、養育に関する指導、助言等を行う事業です。

区域名	区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
東部1	量の見込み ①	622	617	616	614	615
	確保の内容 ②	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村
東部2	量の見込み ①	53	52	52	51	51
	確保の内容 ②	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村
南部1	量の見込み ①	319	315	310	305	301
	確保の内容 ②	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村
南部2	量の見込み ①	11	11	11	10	9
	確保の内容 ②	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村
西部1	量の見込み ①	6	6	5	5	5
	確保の内容 ②	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村
西部2	量の見込み ①	35	35	34	34	33
	確保の内容 ②	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村
合 計	量の見込み ①	1,046	1,036	1,028	1,019	1,014
	確保の内容 ②	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

保護者の疾病その他の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において養育・保護を行う事業（原則として7日以内）。

（単位：人日）

区域名	区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
東部1	量の見込み ①	1315	1305	1294	1285	1283
	確保の内容 ②	1349	1344	1339	1334	1337
	差引 ②－①	34	39	45	49	54
東部2	量の見込み ①	27	26	25	24	23
	確保の内容 ②	27	26	25	24	23
	差引 ②－①	0	0	0	0	0
南部1	量の見込み ①	34	33	33	32	31
	確保の内容 ②	100	100	100	100	100
	差引 ②－①	66	67	67	68	69
南部2	量の見込み ①	107	101	94	90	84
	確保の内容 ②	107	101	94	90	84
	差引 ②－①	0	0	0	0	0
西部1	量の見込み ①	20	20	20	20	20
	確保の内容 ②	60	60	60	60	60
	差引 ②－①	40	40	40	40	40
西部2	量の見込み ①	20	20	20	20	20
	確保の内容 ②	40	40	40	40	40
	差引 ②－①	20	20	20	20	20
合 計	量の見込み ①	1523	1505	1486	1471	1461
	確保の内容 ②	1683	1671	1658	1648	1644
	差引 ②－①	160	166	172	177	183

※数値は各市町村において精査中のため、暫定値を記載

(7) 一時預かり事業（幼稚園型）

幼稚園、認定こども園に在籍している園児を主な対象として、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、在園児の希望者を対象に預かり保育を行う事業です。

(単位：人日)

区域名	区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
東部1	量 の 見込み	1号認定	174,866	171,839	164,727	158,249	153,333
		2号認定	93,904	91,297	89,732	88,020	86,013
		計 ①	268,770	263,136	254,459	246,269	239,346
	確保の内容 ②		476,486	470,989	465,323	459,529	455,434
	差引 ②-①		207,716	207,853	210,864	213,260	216,088
東部2	量 の 見込み	1号認定	1,111	1,111	1,086	1,086	1,068
		2号認定	0	0	0	0	0
		計 ①	1,111	1,111	1,086	1,086	1,068
	確保の内容 ②		3,210	3,060	2,885	2,735	2,617
	差引 ②-①		2,099	1,949	1,799	1,649	1,549
南部1	量 の 見込み	1号認定	12,163	12,353	12,484	12,647	12,813
		2号認定	15,775	15,939	16,167	16,367	16,569
		計 ①	27,938	28,292	28,651	29,014	29,382
	確保の内容 ②		58,100	58,100	53,700	53,700	53,700
	差引 ②-①		30,162	29,808	25,049	24,686	24,318
南部2	量 の 見込み	1号認定	2,225	2,225	2,224	2,224	2,224
		2号認定	0	0	0	0	0
		計 ①	2,225	2,225	2,224	2,224	2,224
	確保の内容 ②		2,225	2,225	2,224	2,224	2,224
	差引 ②-①		0	0	0	0	0
西部1	量 の 見込み	1号認定	25,113	25,040	24,757	22,720	21,385
		2号認定	0	0	0	0	0
		計 ①	25,113	25,040	24,757	22,720	21,385
	確保の内容 ②		26,180	25,897	25,614	24,049	23,766
	差引 ②-①		1,067	857	857	1,329	2,381
西部2	量 の 見込み	1号認定	242	242	242	242	242
		2号認定	6,292	3,630	3,630	3,630	3,630
		計 ①	6,534	3,872	3,872	3,872	3,872
	確保の内容 ②		6,534	3,872	3,872	3,872	3,872
	差引 ②-①		0	0	0	0	0
合 計	量 の 見込み	1号認定	215,720	212,810	205,520	197,168	191,065
		2号認定	115,971	110,866	109,529	108,017	106,212
		計 ①	331,691	323,676	315,049	305,185	297,277
	確保の内容 ②		572,735	564,143	553,618	546,109	541,613
	差引 ②-①		241,044	240,467	238,569	240,924	244,336

※数値は各市町村において精査中のため、暫定値を記載

(8) 一時預かり事業（その他の一時預かり）

その他の一時預かりについては、保育所における一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）により、提供体制の確保に取り組みます。

①保育所における一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、保育所等において一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

②ファミリー・サポート・センター事業

こどもの預かり等の援助を行いたい者と援助を受けたい者からなる会員を組織し、地域における育児の相互援助活動を支援する事業です。

③子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）

保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり、児童の養育が困難となった場合等の緊急時に、児童養護施設等において児童を預かる事業（宿泊可）です。

		(単位：人日)				
区域名	区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
東部1	量の見込み ①	60,470	59,084	57,529	56,211	55,207
	確保の内 容	保育所	57,271	56,878	55,976	55,734
		ファミ・サポ ※	6,918	6,987	7,056	7,126
		トワイライトステイ	317	341	368	398
		計 ②	64,506	64,206	63,760	63,500
	差引 ②－①	4,036	5,122	6,231	7,289	8,152
東部2	量の見込み ①	831	780	717	678	627
	確保の内 容	保育所	3,280	3,266	3,242	3,232
		ファミ・サポ	450	434	410	395
		トワイライトステイ	10	10	10	10
		計 ②	3,740	3,710	3,662	3,637
	差引 ②－①	2,909	2,930	2,945	2,959	2,969
南部1	量の見込み ①	5,587	5,422	5,310	5,175	5,033
	確保の内 容	保育所	6,130	6,130	8,330	8,330
		ファミ・サポ	430	430	430	430
		トワイライトステイ	30	30	30	30
		計 ②	6,590	6,590	8,790	8,790
	差引 ②－①	1,003	1,168	3,480	3,615	5,957
南部2	量の見込み ①	452	436	402	383	363
	確保の内 容	保育所	195	188	172	161
		ファミ・サポ	146	143	133	128
		トワイライトステイ	111	105	97	94
		計 ②	452	436	402	383
	差引 ②－①	0	0	0	0	0
西部1	量の見込み ①	298	293	287	281	277
	確保の内 容	保育所	160	160	160	160
		ファミ・サポ	230	230	230	230
		トワイライトステイ	22	22	22	22
		計 ②	412	412	412	412
	差引 ②－①	114	119	125	131	135
西部2	量の見込み ①	337	337	308	308	308
	確保の内 容	保育所	485	485	485	485
		ファミ・サポ	182	182	182	182
		トワイライトステイ	10	10	10	10
		計 ②	677	677	677	677
	差引 ②－①	340	340	369	369	369
合 計	量の見込み ①	67,975	66,352	64,553	63,036	61,815
	確保の内 容	保育所	67,521	67,107	68,725	68,344
		ファミ・サポ	8,356	8,406	8,441	8,491
		トワイライトステイ	500	518	537	564
		計 ②	76,377	76,031	77,703	77,399
	差引 ②－①	8,402	9,679	13,150	14,363	17,582

※ファミ・サポ：ファミリー・サポート・センター

※数値は各市町村において精査中のため、暫定値を記載

(9) 一時預かり事業（就学児のみ）

就学児に対する一時預かりについては、ファミリー・サポート・センター事業により提供体制の確保に取り組めます。

(単位：人日)

区域名	区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
東部1	量の見込み ①	2,186	2,190	2,236	2,250	2,271
	確保の内容 ②	2,548	2,602	2,715	2,794	2,874
	差引 ②－①	362	412	479	544	603
東部2	量の見込み ①	172	161	155	141	136
	確保の内容 ②	172	161	155	141	136
	差引 ②－①	0	0	0	0	0
南部1	量の見込み ①	96	92	85	83	80
	確保の内容 ②	104	104	104	104	104
	差引 ②－①	8	12	19	21	24
南部2	量の見込み ①	30	30	30	30	30
	確保の内容 ②	30	30	30	30	30
	差引 ②－①	0	0	0	0	0
西部1	量の見込み ①	81	74	64	65	63
	確保の内容 ②	90	90	90	90	90
	差引 ②－①	9	16	26	25	27
西部2	量の見込み ①	0	0	0	0	0
	確保の内容 ②	10	10	10	10	10
	差引 ②－①	10	10	10	10	10
合 計	量の見込み ①	2,565	2,547	2,570	2,569	2,580
	確保の内容 ②	2,954	2,997	3,104	3,169	3,244
	差引 ②－①	389	450	534	600	664

※数値は各市町村において精査中のため、暫定値を記載

(10) 延長保育事業

保育所等において、通常の保育時間を超えて保育を行う事業です。

(単位：人)

区域名	区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
東部1	量の見込み ①	2,618	2,557	2,511	2,458	2,419
	確保の内容 ②	4,121	4,114	4,101	4,090	4,086
	差引 ②－①	1,503	1,557	1,590	1,632	1,667
東部2	量の見込み ①	267	240	214	195	175
	確保の内容 ②	351	346	338	334	327
	差引 ②－①	84	106	124	139	152
南部1	量の見込み ①	133	130	128	125	122
	確保の内容 ②	134	133	144	143	142
	差引 ②－①	1	3	16	18	20
南部2	量の見込み ①	32	31	29	28	27
	確保の内容 ②	32	31	29	28	27
	差引 ②－①	0	0	0	0	0
西部1	量の見込み ①	121	119	117	114	113
	確保の内容 ②	130	128	126	123	122
	差引 ②－①	9	9	9	9	9
西部2	量の見込み ①	70	69	68	67	67
	確保の内容 ②	110	110	110	110	110
	差引 ②－①	40	41	42	43	43
合 計	量の見込み ①	3,241	3,146	3,067	2,987	2,923
	確保の内容 ②	4,878	4,862	4,848	4,828	4,814
	差引 ②－①	1,637	1,716	1,781	1,841	1,891

※数値は各市町村において精査中のため、暫定値を記載

(11) 病児・病後児保育事業

地域の児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応等を行う事業です。

一部の地域においては、ファミリー・サポート・センター事業により提供体制の確保に取り組みます。

		(単位：人日)				
区域名	区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
東部1	量の見込み ①	11,976	11,714	11,466	11,229	11,039
	確保の内 容	病児・病後児保育	13,971	13,949	13,936	13,921
		ファミ・サポ(病児)※	51	51	51	51
		計 ②	14,022	14,000	13,987	13,972
	差引 ②－①	2,046	2,286	2,521	2,743	2,913
東部2	量の見込み ①	945	914	859	832	784
	確保の内 容	病児・病後児保育	3,749	3,743	3,735	3,728
		ファミ・サポ(病児)	0	0	0	0
		計 ②	3,749	3,743	3,735	3,728
	差引 ②－①	2,804	2,829	2,876	2,896	2,937
南部1	量の見込み ①	197	186	175	165	155
	確保の内 容	病児・病後児保育	870	870	870	870
		ファミ・サポ(病児)	5	5	5	5
		計 ②	875	875	875	875
	差引 ②－①	678	689	700	710	720
南部2	量の見込み ①	12	12	11	11	11
	確保の内 容	病児・病後児保育	1	1	1	1
		ファミ・サポ(病児)	11	11	10	10
		計 ②	12	12	11	11
	差引 ②－①	0	0	0	0	0
西部1	量の見込み ①	46	44	44	42	40
	確保の内 容	病児・病後児保育	380	380	380	380
		ファミ・サポ(病児)	0	0	0	0
		計 ②	380	380	380	380
	差引 ②－①	334	336	336	338	340
西部2	量の見込み ①	23	23	23	23	23
	確保の内 容	病児・病後児保育	740	740	740	740
		ファミ・サポ(病児)	0	0	0	0
		計 ②	740	740	740	740
	差引 ②－①	717	717	717	717	717
合 計	量の見込み ①	13,199	12,893	12,578	12,302	12,052
	確保の内 容	病児・病後児保育	19,711	19,683	19,662	19,640
		ファミ・サポ(病児)	67	67	66	66
		計 ②	19,778	19,750	19,728	19,706
	差引 ②－①	6,579	6,857	7,150	7,404	7,627

※ファミ・サポ(病児)：ファミリー・サポート・センター(病児)

※数値は各市町村において精査中のため、暫定値を記載

(12) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

(単位：人)

区域名	区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
東部1	量 の 見込み	小学1年生	1,807	1,716	1,718	1,666	1,600
		小学2年生	1,475	1,431	1,365	1,366	1,312
		小学3年生	1,249	1,206	1,191	1,110	1,114
		小学4年生	686	687	660	638	590
		小学5年生	398	389	402	365	364
		小学6年生	260	258	252	259	231
		計 ①	5,875	5,687	5,588	5,404	5,211
東部2	確保の内容 ②		5,970	5,994	6,073	5,994	5,924
	差引 ②-①		95	307	485	590	713
南部1	量 の 見込み	小学1年生	264	220	239	207	214
		小学2年生	277	251	209	228	197
		小学3年生	238	241	220	183	199
		小学4年生	168	157	159	145	120
		小学5年生	121	119	111	112	102
		小学6年生	60	63	61	57	57
		計 ①	1,128	1,051	999	932	889
南部2	確保の内容 ②		1,128	1,051	999	932	889
	差引 ②-①		0	0	0	0	0
西部1	量 の 見込み	小学1年生	242	233	214	208	197
		小学2年生	242	233	214	208	197
		小学3年生	242	233	214	208	197
		小学4年生	216	209	209	192	184
		小学5年生	132	126	126	112	109
		小学6年生	84	82	81	76	72
		計 ①	1,158	1,116	1,058	1,004	956
西部2	確保の内容 ②		953	949	1,163	1,163	1,203
	差引 ②-①		▲ 205	▲ 167	105	159	247
西部3	量 の 見込み	小学1年生	0	0	0	0	0
		小学2年生	1	0	0	0	0
		小学3年生	0	1	0	0	0
		小学4年生	0	0	1	0	0
		小学5年生	0	0	0	1	0
		小学6年生	0	0	0	0	1
		計 ①	1	1	1	1	1
西部4	確保の内容 ②		1	1	1	1	1
	差引 ②-①		0	0	0	0	0
西部5	量 の 見込み	小学1年生	93	87	93	95	88
		小学2年生	109	91	86	91	93
		小学3年生	88	94	78	73	78
		小学4年生	74	82	81	69	63
		小学5年生	67	56	56	59	52
		小学6年生	36	35	30	32	34
		計 ①	467	445	424	419	408
西部6	確保の内容 ②		490	480	455	450	450
	差引 ②-①		23	35	31	31	42

※数値は各市町村において精査中のため、暫定値を記載

(単位：人)

区域名		区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
西部2	量 の 見込み	小学1年生	170	159	136	141	142
		小学2年生	137	150	141	126	130
		小学3年生	166	157	170	151	136
		小学4年生	105	103	99	106	101
		小学5年生	51	51	50	53	56
		小学6年生	37	38	37	42	41
		計 ①	666	658	633	619	606
	確保の内容 ②		898	898	893	893	893
差引 ②－①		232	240	260	274	287	
合 計	量 の 見込み	小学1年生	2,576	2,415	2,400	2,317	2,241
		小学2年生	2,241	2,156	2,015	2,019	1,929
		小学3年生	1,983	1,932	1,873	1,725	1,724
		小学4年生	1,249	1,238	1,209	1,150	1,058
		小学5年生	769	741	745	702	683
		小学6年生	477	476	461	466	436
		計 ①	9,295	8,958	8,703	8,379	8,071
	確保の内容 ②		9,440	9,373	9,584	9,433	9,360
	差引 ②－①		145	415	881	1,054	1,289

※数値は各市町村において精査中のため、暫定値を記載

(13) 子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行う事業です。

(単位：人日)

区域名	区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
東部1	量の見込み ①	2,515	2,529	2,515	2,479	2,466
	確保の内容 ②	2,517	2,559	2,580	2,576	2,599
	差引 ②－①	2	30	65	97	133
東部2	量の見込み ①	240	260	260	260	260
	確保の内容 ②	240	260	260	260	260
	差引 ②－①	0	0	0	0	0
南部1	量の見込み ①	68	66	65	63	61
	確保の内容 ②	40	70	70	70	70
	差引 ②－①	▲ 28	4	5	7	9
南部2	量の見込み ①	0	0	0	0	0
	確保の内容 ②	0	0	0	0	0
	差引 ②－①	0	0	0	0	0
西部1	量の見込み ①	72	69	68	65	63
	確保の内容 ②	74	74	74	74	74
	差引 ②－①	2	5	6	9	11
西部2	量の見込み ①	132	131	131	130	130
	確保の内容 ②	120	131	131	130	130
	差引 ②－①	▲ 12	0	0	0	0
合 計	量の見込み ①	3,027	3,055	3,039	2,997	2,980
	確保の内容 ②	2,991	3,094	3,115	3,110	3,133
	差引 ②－①	▲ 36	39	76	113	153

※数値は各市町村において精査中のため、暫定値を記載

(14) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況等に応じた支援を包括的に提供する事業です。

(単位：人)

区域名	区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
東部1	量の見込み ①	85	105	110	111	111
	確保の内容 ②	70	90	95	95	95
	差引 ②－①	▲ 15	▲ 15	▲ 15	▲ 16	▲ 16
東部2	量の見込み ①	3	3	3	3	3
	確保の内容 ②	3	3	3	3	3
	差引 ②－①	0	0	0	0	0
南部1	量の見込み ①	17	17	16	16	15
	確保の内容 ②	0	0	20	20	20
	差引 ②－①	▲ 17	▲ 17	4	4	5
南部2	量の見込み ①	0	0	0	0	0
	確保の内容 ②	0	0	0	0	0
	差引 ②－①	0	0	0	0	0
西部1	量の見込み ①	0	0	0	0	0
	確保の内容 ②	0	0	0	0	0
	差引 ②－①	0	0	0	0	0
西部2	量の見込み ①	2	2	2	2	2
	確保の内容 ②	0	2	2	2	2
	差引 ②－①	▲ 2	0	0	0	0
合 計	量の見込み ①	107	127	131	132	131
	確保の内容 ②	73	95	120	120	120
	差引 ②－①	▲ 34	▲ 32	▲ 11	▲ 12	▲ 11

※数値は各市町村において精査中のため、暫定値を記載

(15) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談し・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行う事業です。

(単位：人)

区域名	区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
東部1	量の見込み ①	27	66	70	70	68
	確保の内容 ②	18	58	69	69	69
	差引 ②－①	▲9	▲8	▲1	▲1	1
東部2	量の見込み ①	24	23	23	22	21
	確保の内容 ②	40	40	40	40	40
	差引 ②－①	16	17	17	18	19
南部1	量の見込み ①	0	0	0	0	0
	確保の内容 ②	0	0	0	0	0
	差引 ②－①	0	0	0	0	0
南部2	量の見込み ①	1	1	1	1	1
	確保の内容 ②	1	1	1	1	1
	差引 ②－①	0	0	0	0	0
西部1	量の見込み ①	0	3	3	3	3
	確保の内容 ②	0	3	3	3	3
	差引 ②－①	0	0	0	0	0
西部2	量の見込み ①	0	0	0	0	0
	確保の内容 ②	0	0	0	0	0
	差引 ②－①	0	0	0	0	0
合 計	量の見込み ①	52	93	97	96	93
	確保の内容 ②	59	102	113	113	113
	差引 ②－①	7	9	16	17	20

※数値は各市町村において精査中のため、暫定値を記載

(16) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

○こども家庭センター設置自治体

(単位：回)

区域名	区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
東部1	量の見込み ①		6,487	6,373	6,307	6,238	6,123
	確保の内 容	こども家庭センター	5,154	5,082	5,074	5,035	4,952
		その他	1,378	1,343	1,314	1,288	1,263
		計 ②	6,532	6,425	6,388	6,323	6,215
	差引 ②－①		45	52	81	85	92
東部2	量の見込み ①		900	870	858	828	801
	確保の内 容	こども家庭センター	900	870	858	828	801
		その他	0	0	0	0	0
		計 ②	900	870	858	828	801
	差引 ②－①		0	0	0	0	0
南部1	量の見込み ①		942	903	865	829	793
	確保の内 容	こども家庭センター	942	903	865	829	793
		その他	0	0	0	0	0
		計 ②	942	903	865	829	793
	差引 ②－①		0	0	0	0	0
南部2	量の見込み ①		48	94	92	84	82
	確保の内 容	こども家庭センター	48	94	92	84	82
		その他	0	0	0	0	0
		計 ②	48	94	92	84	82
	差引 ②－①		0	0	0	0	0
西部1	量の見込み ①		327	315	306	297	285
	確保の内 容	こども家庭センター	327	315	306	297	285
		その他	0	0	0	0	0
		計 ②	327	315	306	297	285
	差引 ②－①		0	0	0	0	0
西部2	量の見込み ①		136	323	314	305	296
	確保の内 容	こども家庭センター	136	346	346	346	346
		その他	0	0	0	0	0
		計 ②	136	346	346	346	346
	差引 ②－①		0	23	32	41	50
合 計	量の見込み ①		8,840	8,878	8,742	8,581	8,380
	確保の内 容	こども家庭センター	7,507	7,610	7,541	7,419	7,259
		その他	1,378	1,343	1,314	1,288	1,263
		計 ②	8,885	8,953	8,855	8,707	8,522
	差引 ②－①		45	75	113	126	142

※数値は各市町村において精査中のため、暫定値を記載

○こども家庭センター未設置自治体

(単位：回)

区域名	区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
東部1	量の見込み ①		334	294	140	140	140
	確保の内 容	代替拠点	317	277	140	140	140
		その他	0	0	0	0	0
		計 ②	317	277	140	140	140
	差引 ②－①		▲ 17	▲ 17	0	0	0
東部2	量の見込み ①		0	0	0	0	0
	確保の内 容	代替拠点	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0
		計 ②	0	0	0	0	0
	差引 ②－①		0	0	0	0	0
南部1	量の見込み ①		1	1	0	0	0
	確保の内 容	代替拠点	1	1	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0
		計 ②	1	1	0	0	0
	差引 ②－①		0	0	0	0	0
南部2	量の見込み ①		42	0	0	0	0
	確保の内 容	代替拠点	42	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0
		計 ②	42	0	0	0	0
	差引 ②－①		0	0	0	0	0
西部1	量の見込み ①		60	57	51	51	45
	確保の内 容	代替拠点	60	57	51	51	45
		その他	0	0	0	0	0
		計 ②	60	57	51	51	45
	差引 ②－①		0	0	0	0	0
西部2	量の見込み ①		196	0	0	0	0
	確保の内 容	代替拠点	210	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0
		計 ②	210	0	0	0	0
	差引 ②－①		14	0	0	0	0
合 計	量の見込み ①		633	352	191	191	185
	確保の内 容	代替拠点	630	335	191	191	185
		その他	0	0	0	0	0
		計 ②	630	335	191	191	185
	差引 ②－①		▲ 3	▲ 17	0	0	0

※数値は各市町村において精査中のため、暫定値を記載

(17) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、
 全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支
 援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず
 時間単位等で柔軟に利用できる体制を構築する事業です。

○乳児等通園支援事業（0歳児）

（単位：人日）

区域名	区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
東部1	量の見込み ①	27	37	34	44	43
	確保の内容 ②	4	44	43	53	52
	差引 ②－①	▲ 23	7	9	9	9
東部2	量の見込み ①	6	8	8	8	8
	確保の内容 ②	6	8	8	8	8
	差引 ②－①	0	0	0	0	0
南部1	量の見込み ①	2	7	7	17	17
	確保の内容 ②	2	7	7	17	17
	差引 ②－①	0	0	0	0	0
南部2	量の見込み ①	1	3	3	3	3
	確保の内容 ②	1	3	3	3	3
	差引 ②－①	0	0	0	0	0
西部1	量の見込み ①	1	5	5	5	5
	確保の内容 ②	1	5	5	5	5
	差引 ②－①	0	0	0	0	0
西部2	量の見込み ①	4	4	4	4	3
	確保の内容 ②	7	7	7	7	4
	差引 ②－①	3	3	3	3	1
合 計	量の見込み ①	41	64	61	81	79
	確保の内容 ②	21	74	73	93	89
	差引 ②－①	▲ 20	10	12	12	10

※数値は各市町村において精査中のため、暫定値を記載

○乳児等通園支援事業（１歳児）

（単位：人日）

区域名	区 分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
東部１	量の見込み ①	13	45	43	57	56
	確保の内容 ②	6	58	57	72	72
	差引 ②－①	▲ 7	13	14	15	16
東部２	量の見込み ①	4	6	6	6	5
	確保の内容 ②	4	6	6	6	5
	差引 ②－①	0	0	0	0	0
南部１	量の見込み ①	1	3	3	5	5
	確保の内容 ②	1	3	3	5	5
	差引 ②－①	0	0	0	0	0
南部２	量の見込み ①	1	3	3	3	3
	確保の内容 ②	1	3	3	3	3
	差引 ②－①	0	0	0	0	0
西部１	量の見込み ①	0	2	2	2	2
	確保の内容 ②	0	2	2	2	2
	差引 ②－①	0	0	0	0	0
西部２	量の見込み ①	2	2	2	2	2
	確保の内容 ②	3	3	3	3	2
	差引 ②－①	1	1	1	1	0
合 計	量の見込み ①	21	61	59	75	73
	確保の内容 ②	15	75	74	91	89
	差引 ②－①	▲ 6	14	15	16	16

※数値は各市町村において精査中のため、暫定値を記載

○乳児等通園支援事業（２歳児）

（単位：人日）

区域名	区 分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
東部１	量の見込み ①	13	35	32	44	42
	確保の内容 ②	8	60	59	72	72
	差引 ②－①	▲ 5	25	27	28	30
東部２	量の見込み ①	2	3	3	3	3
	確保の内容 ②	2	3	3	3	3
	差引 ②－①	0	0	0	0	0
南部１	量の見込み ①	0	2	2	4	4
	確保の内容 ②	0	2	2	4	4
	差引 ②－①	0	0	0	0	0
南部２	量の見込み ①	0	2	2	2	2
	確保の内容 ②	0	2	2	2	2
	差引 ②－①	0	0	0	0	0
西部１	量の見込み ①	0	2	2	2	2
	確保の内容 ②	0	2	2	2	2
	差引 ②－①	0	0	0	0	0
西部２	量の見込み ①	2	2	2	2	2
	確保の内容 ②	3	3	3	3	2
	差引 ②－①	1	1	1	1	0
合 計	量の見込み ①	17	46	43	57	55
	確保の内容 ②	13	72	71	86	85
	差引 ②－①	▲ 4	26	28	29	30

※数値は各市町村において精査中のため、暫定値を記載

※利用児童一人あたりの利用を１０時間／月と仮定し、一日あたりの量の見込み等を算出しています。

(18) 産後ケア事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する事業です。

(単位：人日)

区域名	区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
東部1	量の見込み ①	1,177	1,168	1,161	1,150	1,144
	確保の内容 ②	1,503	1,488	1,484	1,480	1,468
	差引 ②－①	326	320	323	330	324
東部2	量の見込み ①	94	91	89	85	83
	確保の内容 ②	94	91	89	85	83
	差引 ②－①	0	0	0	0	0
南部1	量の見込み ①	129	124	119	114	110
	確保の内容 ②	129	124	119	114	110
	差引 ②－①	0	0	0	0	0
南部2	量の見込み ①	37	37	37	37	33
	確保の内容 ②	37	37	37	37	33
	差引 ②－①	0	0	0	0	0
西部1	量の見込み ①	20	20	20	20	19
	確保の内容 ②	20	20	20	20	19
	差引 ②－①	0	0	0	0	0
西部2	量の見込み ①	54	52	50	46	44
	確保の内容 ②	62	62	62	62	62
	差引 ②－①	8	10	12	16	18
合 計	量の見込み ①	1,511	1,492	1,476	1,452	1,433
	確保の内容 ②	1,845	1,822	1,811	1,798	1,775
	差引 ②－①	334	330	335	346	342

※数値は各市町村において精査中のため、暫定値を記載

第4章 広域調整及び教育・保育情報等の公表等

第1節 広域調整

1 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整

(1) 広域調整の基本的考え方

市町村計画の策定に当たり、市町村の区域を超えた教育・保育等が必要となった場合には、量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期等について、まず関係市町村間で調整を図ります。

県は、関係市町村間の調整が整わない場合に、必要に応じて広域調整（市町村間における調整）の役割を担います。

また、県境で広域調整が必要となる場合には、関係市町村からの要請を受け、関係する県との間で調整を行います。

(2) 広域調整の手続き等

自市町村内の住民の利用分として、他市町村における教育・保育施設の利用を希望する場合に、当該市町村から希望先施設が所在する市町村に対して協議の申し出を行います。

関係市町村間での協議が整った場合は、双方の市町村計画における提供体制の確保方策の欄にその内容を記載します。

自市町村内の施設について広域利用を認める市町村は、広域調整分（相手方他市町村の住民の利用）を含めて整備計画を行うとともに、相手方市町村の利用枠を担保します。

一方、関係市町村間での協議が整わなかった場合は、県が関係市町村からの要請を受け、広域的な見地から地域の実情に応じ、利用調整等を行います。

第2節 教育・保育情報等の公表

1 教育・保育情報及び経営情報の公表の実施方法等

法第58条第1項に基づき、教育・保育施設・地域型保育事業者又は乳児等通園支援事業者から報告を受けた教育・保育の内容及び教育・保育を提供する施設又は事業者の運営状況に関する情報を、子ども・子育て支援情報公表システム（以下、「ここdeサーチ」という）等を通じて公表することにより、こどもの保護者が適切かつ円滑に教育・保育施設、地域型保育事業又は乳児等通園支援事業を利用する機会を確保します。

また同法同条第2項に基づき、教育・保育施設の設置者・地域型保育事業者から報告を受けた教育・保育施設設置者等の経営情報を、ここdeサーチ等を通じて公表することにより、更なる処遇改善等を進める上で、施設型給付・地域型保育給付の使途の見える化を進めます。

2 市町村ごとの待機児童解消の取組状況の公表

国が定める「子育て安心プラン」に基づき、市町村ごとの待機児童対策の取組状況（受け皿拡大量、各年度4月1日の待機児童数）について、平成30年度から国において公表されています。

県においても、県のホームページ等を通じて取組状況を公表することにより、更なる情報共有を図ります。

第3節 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るため

に必要な市町村との連携の推進方策

1 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

施設型特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導等の法に基づく市町村の事務の執行や権限の行使に際し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報共有、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等を行います。

2 市町村との連携の方策

市町村への通知を行うとともに広域利用の実態を踏まえ、預かり保育事業や認可外保育施設等に係る基本的な情報について、市町村相互間及び市町村と県での連携を図ります。

別表1 保育の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期

令和7年度

(単位：人)

区域名	区 分	2号認定	3号認定			合 計	
			1歳児	2歳児	0歳児		
徳島地区	確保の内容	量の見込み ①	3,459	1,056	1,041	829	6,385
		教育・保育施設	3,566	900	1,086	573	6,125
		幼稚園＋預かり保育	0	0	0		0
		地域型保育事業	0	74	144	58	276
		認可外保育施設	73	47	46	36	202
		企業主導型保育施設の地域枠 その他	0	0	0	0	0
	計 ②	3,639	1,021	1,276	667	6,603	
	差引 ②－①	180	▲ 35	235	▲ 162	218	
鳴門地区	確保の内容	量の見込み ①	373	189	187	100	849
		教育・保育施設	363	210	198	104	875
		幼稚園＋預かり保育	0	0	0		0
		地域型保育事業	0	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0	0
		企業主導型保育施設の地域枠 その他	0	0	0	0	0
	計 ②	363	210	198	104	875	
	差引 ②－①	▲ 10	21	11	4	26	
小松島地区	確保の内容	量の見込み ①	413	130	140	54	737
		教育・保育施設	516	142	143	54	855
		幼稚園＋預かり保育	0	0	0		0
		地域型保育事業	0	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0	0
		企業主導型保育施設の地域枠 その他	0	0	0	0	0
	計 ②	516	142	143	54	855	
	差引 ②－①	103	12	3	0	118	
阿南地区	確保の内容	量の見込み ①	696	324	339	70	1,429
		教育・保育施設	1,082	292	391	210	1,975
		幼稚園＋預かり保育	0	0	0		0
		地域型保育事業	0	20	22	15	57
		認可外保育施設	18	3	3	2	26
		企業主導型保育施設の地域枠 その他	0	0	0	0	0
	計 ②	1,100	315	416	227	2,058	
	差引 ②－①	404	▲ 9	77	157	629	
吉野川地区	確保の内容	量の見込み ①	568	128	171	70	937
		教育・保育施設	574	123	161	68	926
		幼稚園＋預かり保育	0	0	0		0
		地域型保育事業	0	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0	0
		企業主導型保育施設の地域枠 その他	32	11	11	11	65
	計 ②	606	134	172	79	991	
	差引 ②－①	38	6	1	9	54	
阿波地区	確保の内容	量の見込み ①	440	91	139	96	766
		教育・保育施設	568	172	177	96	1,013
		幼稚園＋預かり保育	0	0	0		0
		地域型保育事業	0	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0	0
		企業主導型保育施設の地域枠 その他	0	0	0	0	0
	計 ②	568	172	177	96	1,013	
	差引 ②－①	128	81	38	0	247	
美馬地区	確保の内容	量の見込み ①	251	99	105	48	503
		教育・保育施設	435	104	112	46	697
		幼稚園＋預かり保育	0	0	0		0
		地域型保育事業	0	8	8	3	19
		認可外保育施設	2	2	2	3	9
		企業主導型保育施設の地域枠 その他	0	0	0	0	0
	計 ②	437	114	122	52	725	
	差引 ②－①	186	15	17	4	222	
三好地区	確保の内容	量の見込み ①	201	52	75	20	348
		教育・保育施設	333	95	98	64	590
		幼稚園＋預かり保育	0	0	0		0
		地域型保育事業	0	0	0	0	0
		認可外保育施設	2	3	3	4	12
		企業主導型保育施設の地域枠 その他	0	0	0	0	0
	計 ②	335	98	101	68	602	
	差引 ②－①	134	46	26	48	254	

※数値は各市町村において精査中のため、暫定値を記載

(単位：人)

区域名	区 分	2号認定	3号認定			合 計
			1歳児	2歳児	0歳児	
勝浦地区	量の見込み ①	80	14	13	10	117
	確保の内容					
	教育・保育施設	80	17	21	6	124
	幼稚園＋預かり保育	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外 企業主導型保育施設	0	0	0	0	0
	その他の施設	0	0	0	0	0
上勝地区	計 ②	80	17	21	6	124
	差引 ②－①	0	3	8	▲4	7
	量の見込み ①	18	4	7	3	32
	確保の内容					
	教育・保育施設	21	7	8	3	39
	幼稚園＋預かり保育	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
佐那河内地区	認可外 企業主導型保育施設	0	0	0	0	0
	その他の施設	0	0	0	0	0
	計 ②	21	7	8	3	39
	差引 ②－①	3	3	1	0	7
	量の見込み ①	28	11	6	2	47
	確保の内容					
	教育・保育施設	28	11	6	2	47
石井地区	幼稚園＋預かり保育	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外 企業主導型保育施設	0	0	0	0	0
	その他の施設	0	0	0	0	0
	計 ②	28	11	6	2	47
	差引 ②－①	0	0	0	0	0
	量の見込み ①	220	125	131	55	531
神山地区	確保の内容					
	教育・保育施設	181	119	142	73	515
	幼稚園＋預かり保育	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外 企業主導型保育施設	0	0	0	0	0
	その他の施設	0	0	0	0	0
	計 ②	181	119	142	73	515
那賀地区	差引 ②－①	▲39	▲6	11	18	▲16
	量の見込み ①	51	10	14	5	80
	確保の内容					
	教育・保育施設	66	22	22	10	120
	幼稚園＋預かり保育	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外 企業主導型保育施設	0	0	0	0	0
牟岐地区	その他の施設	0	0	0	0	0
	計 ②	66	22	22	10	120
	差引 ②－①	15	12	8	5	40
	量の見込み ①	77	6	17	7	107
	確保の内容					
	教育・保育施設	77	6	17	7	107
	幼稚園＋預かり保育	0	0	0	0	0
美波地区	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外 企業主導型保育施設	0	0	0	0	0
	その他の施設	0	0	0	0	0
	計 ②	77	6	17	7	107
	差引 ②－①	0	0	0	0	0
	量の見込み ①	25	8	7	2	42
	確保の内容					
美波地区	教育・保育施設	75	14	20	6	115
	幼稚園＋預かり保育	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外 企業主導型保育施設	0	0	0	0	0
	その他の施設	0	0	0	0	0
	計 ②	75	14	20	6	115
	差引 ②－①	50	6	13	4	73
美波地区	量の見込み ①	65	13	19	4	101
	確保の内容					
	教育・保育施設	114	24	25	17	180
	幼稚園＋預かり保育	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	2	3	3	0	8
	認可外 企業主導型保育施設	0	0	0	0	0
	その他の施設	0	0	0	0	0
美波地区	計 ②	116	27	28	17	188
	差引 ②－①	51	14	9	13	87

※数値は各市町村において精査中のため、暫定値を記載

(単位：人)

区域名	区 分	2号認定	3号認定			合 計
			1歳児	2歳児	0歳児	
海陽地区	量の見込み ①	102	19	18	13	152
	教育・保育施設	102	19	18	13	152
	幼稚園＋預かり保育	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外 企業主導型保育施設	0	0	0	0	0
	保育施設 施設の地域枠	0	0	0	0	0
	設 その他	0	0	0	0	0
松茂地区	計 ②	102	19	18	13	152
	差引 ②－①	0	0	0	0	0
	量の見込み ①	139	48	61	31	279
	教育・保育施設	139	72	77	42	330
	幼稚園＋預かり保育	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外 企業主導型保育施設	0	0	0	0	0
北島地区	保育施設 施設の地域枠	0	0	0	0	0
	設 その他	0	0	0	0	0
	計 ②	139	72	77	42	330
	差引 ②－①	0	24	16	11	51
	量の見込み ①	328	127	140	61	656
	教育・保育施設	354	124	154	70	702
	幼稚園＋預かり保育	0	0	0	0	0
藍住地区	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外 企業主導型保育施設	0	0	0	0	0
	保育施設 施設の地域枠	0	0	0	0	0
	設 その他	0	0	0	0	0
	計 ②	354	124	154	70	702
	差引 ②－①	26	▲3	14	9	46
	量の見込み ①	644	210	217	170	1,241
板野地区	教育・保育施設	644	210	217	170	1,241
	幼稚園＋預かり保育	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外 企業主導型保育施設	0	0	0	0	0
	保育施設 施設の地域枠	0	0	0	0	0
	設 その他	0	0	0	0	0
	計 ②	644	210	217	170	1,241
上板地区	差引 ②－①	0	0	0	0	0
	量の見込み ①	78	76	62	13	229
	教育・保育施設	82	78	73	40	273
	幼稚園＋預かり保育	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外 企業主導型保育施設	3	1	1	0	5
	保育施設 施設の地域枠	0	1	1	0	2
板野地区	設 その他	85	80	75	40	280
	計 ②	85	80	75	40	280
	差引 ②－①	7	4	13	27	51
	量の見込み ①	55	38	43	9	145
	教育・保育施設	120	36	60	24	240
	幼稚園＋預かり保育	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
上板地区	認可外 企業主導型保育施設	0	0	0	0	0
	保育施設 施設の地域枠	0	0	0	0	0
	設 その他	0	0	0	0	0
	計 ②	120	36	60	24	240
	差引 ②－①	65	▲2	17	15	95
	量の見込み ①	24	18	21	14	77
	教育・保育施設	40	26	26	18	110
つるぎ地区	幼稚園＋預かり保育	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外 企業主導型保育施設	0	0	0	0	0
	保育施設 施設の地域枠	0	0	0	0	0
	設 その他	0	0	0	0	0
	計 ②	40	26	26	18	110
	差引 ②－①	16	8	5	4	33
東みよし地区	量の見込み ①	211	60	64	39	374
	教育・保育施設	230	64	76	39	409
	幼稚園＋預かり保育	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外 企業主導型保育施設	0	0	0	0	0
	保育施設 施設の地域枠	0	0	0	0	0
	設 その他	0	0	0	0	0
合 計	計 ②	230	64	76	39	409
	差引 ②－①	19	4	12	0	35
	量の見込み ①	8,546	2,856	3,037	1,725	16,164
	教育・保育施設	9,790	2,887	3,328	1,755	17,760
	幼稚園＋預かり保育	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	2	105	177	76	360
	認可外 企業主導型保育施設	98	56	55	45	254
合 計	保育施設 施設の地域枠	32	12	12	11	67
	設 その他	32	12	12	11	67
	計 ②	9,922	3,060	3,572	1,887	18,441
	差引 ②－①	1,376	204	535	162	2,277

※数値は各市町村において精査中のため、暫定値を記載

令和8年度

(単位：人)

区域名	区 分	2号認定	3号認定			合 計
			1 歳児	2歳児	0歳児	
徳島地区	量の見込み ①	3,348	1,033	1,039	806	6,226
	確保の内容					
	教育・保育施設	3,566	900	1,086	573	6,125
	幼稚園＋預かり保育	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	74	144	58	276
	認可外 企業主導型保育施設	73	47	46	36	202
	その他の施設	0	0	0	0	0
鳴門地区	計 ②	3,639	1,021	1,276	667	6,603
	差引 ②－①	291	▲ 12	237	▲ 139	377
小松島地区	量の見込み ①	346	183	179	96	804
	確保の内容					
	教育・保育施設	363	210	198	104	875
	幼稚園＋預かり保育	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外 企業主導型保育施設	0	0	0	0	0
	その他の施設	0	0	0	0	0
阿南地区	計 ②	363	210	198	104	875
	差引 ②－①	17	27	19	8	71
吉野川地区	量の見込み ①	376	124	136	54	690
	確保の内容					
	教育・保育施設	516	142	143	54	855
	幼稚園＋預かり保育	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外 企業主導型保育施設	0	0	0	0	0
	その他の施設	0	0	0	0	0
阿波地区	計 ②	516	142	143	54	855
	差引 ②－①	140	18	7	0	165
美馬地区	量の見込み ①	673	314	331	69	1,387
	確保の内容					
	教育・保育施設	1,082	292	391	210	1,975
	幼稚園＋預かり保育	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	20	22	15	57
	認可外 企業主導型保育施設	18	3	3	2	26
	その他の施設	0	0	0	0	0
三好地区	計 ②	1,100	315	416	227	2,058
	差引 ②－①	427	1	85	158	671
徳島地区	量の見込み ①	557	124	171	66	918
	確保の内容					
	教育・保育施設	574	123	161	68	926
	幼稚園＋預かり保育	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外 企業主導型保育施設	0	0	0	0	0
	その他の施設	32	11	11	11	65
鳴門地区	計 ②	606	134	172	79	991
	差引 ②－①	49	10	1	13	73
小松島地区	量の見込み ①	442	101	105	92	740
	確保の内容					
	教育・保育施設	568	172	177	96	1,013
	幼稚園＋預かり保育	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外 企業主導型保育施設	0	0	0	0	0
	その他の施設	0	0	0	0	0
阿南地区	計 ②	568	172	177	96	1,013
	差引 ②－①	126	71	72	4	273
吉野川地区	量の見込み ①	248	95	109	47	499
	確保の内容					
	教育・保育施設	435	104	112	46	697
	幼稚園＋預かり保育	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	8	8	3	19
	認可外 企業主導型保育施設	2	2	2	3	9
	その他の施設	0	0	0	0	0
阿波地区	計 ②	437	114	122	52	725
	差引 ②－①	189	19	13	5	226
美馬地区	量の見込み ①	181	47	68	18	314
	確保の内容					
	教育・保育施設	317	86	81	61	545
	幼稚園＋預かり保育	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外 企業主導型保育施設	2	3	3	4	12
	その他の施設	0	0	0	0	0
三好地区	計 ②	319	89	84	65	557
	差引 ②－①	138	42	16	47	243

※数値は各市町村において精査中のため、暫定値を記載

(単位：人)

区域名	区 分	2号認定	3号認定			合 計
			1歳児	2歳児	0歳児	
勝浦地区	量の見込み ①	80	13	16	10	119
	確保の内容					
	教育・保育施設	80	17	21	6	124
	幼稚園＋預かり保育	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設の地域枠 その他 計 ②	0 0 80	0 0 17	0 0 21	0 0 6	0 0 124
上勝地区	差引 ②－①	0	4	5	▲4	5
	量の見込み ①	20	6	4	3	33
	確保の内容					
	教育・保育施設	21	7	7	3	38
	幼稚園＋預かり保育	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
佐那河内地区	企業主導型保育施設の地域枠 その他 計 ②	0 0 21	0 0 7	0 0 7	0 0 3	0 0 38
	差引 ②－①	1	1	3	0	5
	量の見込み ①	27	7	12	2	48
	確保の内容					
	教育・保育施設	27	7	12	2	48
	幼稚園＋預かり保育	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
石井地区	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設の地域枠 その他 計 ②	0 0 27	0 0 7	0 0 12	0 0 2	0 0 48
	差引 ②－①	0	0	0	0	0
	量の見込み ①	218	116	153	54	541
	確保の内容					
	教育・保育施設	181	119	142	73	515
	幼稚園＋預かり保育	0	0	0	0	0
神山地区	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設の地域枠 その他 計 ②	0 0 181	0 0 119	0 0 142	0 0 73	0 0 515
	差引 ②－①	▲37	3	▲11	19	▲26
	量の見込み ①	50	10	12	5	77
	確保の内容					
	教育・保育施設	66	22	22	10	120
那賀地区	幼稚園＋預かり保育	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設の地域枠 その他 計 ②	0 0 66	0 0 22	0 0 22	0 0 10	0 0 120
	差引 ②－①	16	12	10	5	43
	量の見込み ①	65	13	7	5	90
	確保の内容					
牟岐地区	教育・保育施設	65	13	7	5	90
	幼稚園＋預かり保育	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設の地域枠 その他 計 ②	0 0 65	0 0 13	0 0 7	0 0 5	0 0 90
	差引 ②－①	0	0	0	0	0
	量の見込み ①	25	5	11	2	43
美波地区	確保の内容					
	教育・保育施設	75	14	20	6	115
	幼稚園＋預かり保育	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設の地域枠 その他 計 ②	0 0 75	0 0 14	0 0 20	0 0 6	0 0 115
	差引 ②－①	50	9	9	4	72
美波地区	量の見込み ①	64	12	17	4	97
	確保の内容					
	教育・保育施設	114	24	25	17	180
	幼稚園＋預かり保育	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	2	3	3	0	8
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設の地域枠 その他 計 ②	0 0 116	0 0 27	0 0 28	0 0 17	0 0 188
	差引 ②－①	52	15	11	13	91

※数値は各市町村において精査中のため、暫定値を記載

(単位：人)

区域名	区 分	2号認定	3号認定			合 計
			1 歳児	2歳児	0歳児	
海陽地区	量の見込み ①	85	20	20	12	137
	教育・保育施設	85	20	20	12	137
	幼稚園＋預かり保育	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外 企業主導型保育施設	0	0	0	0	0
	施設の地域枠 その他	0	0	0	0	0
	計 ②	85	20	20	12	137
松茂地区	差引 ②－①	0	0	0	0	0
	量の見込み ①	137	51	54	31	273
	教育・保育施設	139	72	77	42	330
	幼稚園＋預かり保育	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外 企業主導型保育施設	0	0	0	0	0
	施設の地域枠 その他	0	0	0	0	0
北島地区	計 ②	139	72	77	42	330
	差引 ②－①	2	21	23	11	57
	量の見込み ①	327	123	149	61	660
	教育・保育施設	354	124	154	70	702
	幼稚園＋預かり保育	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外 企業主導型保育施設	0	0	0	0	0
藍住地区	施設の地域枠 その他	0	0	0	0	0
	計 ②	354	124	154	70	702
	差引 ②－①	27	1	5	9	42
	量の見込み ①	645	215	217	192	1,269
	教育・保育施設	645	215	217	192	1,269
	幼稚園＋預かり保育	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
板野地区	認可外 企業主導型保育施設	0	0	0	0	0
	施設の地域枠 その他	0	0	0	0	0
	計 ②	645	215	217	192	1,269
	差引 ②－①	0	0	0	0	0
	量の見込み ①	66	69	69	13	217
	教育・保育施設	77	73	73	40	263
	幼稚園＋預かり保育	0	0	0	0	0
上板地区	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外 企業主導型保育施設	3	1	1	0	5
	施設の地域枠 その他	0	1	1	0	2
	計 ②	80	75	75	40	270
	差引 ②－①	14	6	6	27	53
	量の見込み ①	57	38	43	9	147
	教育・保育施設	120	36	60	24	240
つるぎ地区	幼稚園＋預かり保育	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外 企業主導型保育施設	0	0	0	0	0
	施設の地域枠 その他	0	0	0	0	0
	計 ②	120	36	60	24	240
	差引 ②－①	63	▲2	17	15	93
	量の見込み ①	22	16	19	13	70
東みよし地区	教育・保育施設	40	26	26	18	110
	幼稚園＋預かり保育	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外 企業主導型保育施設	0	0	0	0	0
	施設の地域枠 その他	0	0	0	0	0
	計 ②	40	26	26	18	110
	差引 ②－①	18	10	7	5	40
合 計	量の見込み ①	208	54	65	38	365
	教育・保育施設	230	64	76	39	409
	幼稚園＋預かり保育	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外 企業主導型保育施設	0	0	0	0	0
	施設の地域枠 その他	0	0	0	0	0
	計 ②	230	64	76	39	409
合 計	差引 ②－①	22	10	11	1	44
	量の見込み ①	8,267	2,789	3,006	1,702	15,764
	教育・保育施設	9,740	2,882	3,308	1,771	17,701
	幼稚園＋預かり保育	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	2	105	177	76	360
	認可外 企業主導型保育施設	98	56	55	45	254
	施設の地域枠 その他	32	12	12	11	67
合 計	計 ②	9,872	3,055	3,552	1,903	18,382
	差引 ②－①	1,605	266	546	201	2,618

※数値は各市町村において精査中のため、暫定値を記載

令和9年度

(単位：人)

区域名	区 分	2号認定	3号認定			合 計
			1 歳児	2歳児	0歳児	
徳島地区	量の見込み ①	3,305	1,013	1,019	793	6,130
	確保の内容					
	教育・保育施設	3,566	900	1,086	573	6,125
	幼稚園＋預かり保育	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	74	144	58	276
	認可外 企業主導型保育施設	73	47	46	36	202
	その他の施設	0	0	0	0	0
鳴門地区	計 ②	3,639	1,021	1,276	667	6,603
	差引 ②－①	334	8	257	▲ 126	473
小松島地区	量の見込み ①	320	177	173	93	763
	確保の内容					
	教育・保育施設	363	210	198	104	875
	幼稚園＋預かり保育	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外 企業主導型保育施設	0	0	0	0	0
	その他の施設	0	0	0	0	0
阿南地区	計 ②	363	210	198	104	875
	差引 ②－①	43	33	25	11	112
吉野川地区	量の見込み ①	353	120	125	53	651
	確保の内容					
	教育・保育施設	516	142	143	54	855
	幼稚園＋預かり保育	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外 企業主導型保育施設	0	0	0	0	0
	その他の施設	0	0	0	0	0
阿波地区	計 ②	516	142	143	54	855
	差引 ②－①	163	22	18	1	204
美馬地区	量の見込み ①	663	307	321	66	1,357
	確保の内容					
	教育・保育施設	1,078	281	376	209	1,944
	幼稚園＋預かり保育	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	20	22	10	52
	認可外 企業主導型保育施設	18	3	3	2	26
	その他の施設	0	0	0	0	0
三好地区	計 ②	1,096	304	401	221	2,022
	差引 ②－①	433	▲ 3	80	155	665
徳島地区	量の見込み ①	546	121	171	62	900
	確保の内容					
	教育・保育施設	574	123	161	68	926
	幼稚園＋預かり保育	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外 企業主導型保育施設	0	0	0	0	0
	その他の施設	32	11	11	11	65
鳴門地区	計 ②	606	134	172	79	991
	差引 ②－①	60	13	1	17	91
小松島地区	量の見込み ①	390	96	117	89	692
	確保の内容					
	教育・保育施設	568	172	177	96	1,013
	幼稚園＋預かり保育	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外 企業主導型保育施設	0	0	0	0	0
	その他の施設	0	0	0	0	0
阿南地区	計 ②	568	172	177	96	1,013
	差引 ②－①	178	76	60	7	321
吉野川地区	量の見込み ①	241	92	100	45	478
	確保の内容					
	教育・保育施設	435	104	112	46	697
	幼稚園＋預かり保育	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	8	8	3	19
	認可外 企業主導型保育施設	2	2	2	3	9
	その他の施設	0	0	0	0	0
阿波地区	計 ②	437	114	122	52	725
	差引 ②－①	196	22	22	7	247
美馬地区	量の見込み ①	162	44	61	16	283
	確保の内容					
	教育・保育施設	317	86	81	61	545
	幼稚園＋預かり保育	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外 企業主導型保育施設	2	3	3	4	12
	その他の施設	0	0	0	0	0
三好地区	計 ②	319	89	84	65	557
	差引 ②－①	157	45	23	49	274

※数値は各市町村において精査中のため、暫定値を記載

(単位：人)

区域名	区 分		2号認定	3号認定			合 計
				1歳児	2歳児	0歳児	
勝浦地区	量の見込み ①		80	12	15	10	117
	確保の内容	教育・保育施設	80	17	21	6	124
		幼稚園＋預かり保育	0	0	0	0	0
		地域型保育事業	0	0	0	0	0
		認可外 企業主導型保育施設	0	0	0	0	0
		その他の施設	0	0	0	0	0
		計 ②	80	17	21	6	124
上勝地区	差引 ②－①		0	5	6	▲4	7
	量の見込み ①		20	6	6	3	35
	確保の内容	教育・保育施設	21	7	7	3	38
		幼稚園＋預かり保育	0	0	0	0	0
		地域型保育事業	0	0	0	0	0
		認可外 企業主導型保育施設	0	0	0	0	0
		その他の施設	0	0	0	0	0
		計 ②	21	7	7	3	38
佐那河内地区	差引 ②－①		1	1	1	0	3
	量の見込み ①		31	7	8	2	48
	確保の内容	教育・保育施設	31	7	8	2	48
		幼稚園＋預かり保育	0	0	0	0	0
		地域型保育事業	0	0	0	0	0
		認可外 企業主導型保育施設	0	0	0	0	0
		その他の施設	0	0	0	0	0
		計 ②	31	7	8	2	48
石井地区	差引 ②－①		0	0	0	0	0
	量の見込み ①		205	113	141	53	512
	確保の内容	教育・保育施設	181	119	142	73	515
		幼稚園＋預かり保育	0	0	0	0	0
		地域型保育事業	0	0	0	0	0
		認可外 企業主導型保育施設	0	0	0	0	0
		その他の施設	0	0	0	0	0
		計 ②	181	119	142	73	515
神山地区	差引 ②－①		▲24	6	1	20	3
	量の見込み ①		50	10	10	5	75
	確保の内容	教育・保育施設	66	22	22	10	120
		幼稚園＋預かり保育	0	0	0	0	0
		地域型保育事業	0	0	0	0	0
		認可外 企業主導型保育施設	0	0	0	0	0
		その他の施設	0	0	0	0	0
		計 ②	66	22	22	10	120
那賀地区	差引 ②－①		16	12	12	5	45
	量の見込み ①		51	10	15	5	81
	確保の内容	教育・保育施設	51	10	15	5	81
		幼稚園＋預かり保育	0	0	0	0	0
		地域型保育事業	0	0	0	0	0
		認可外 企業主導型保育施設	0	0	0	0	0
		その他の施設	0	0	0	0	0
		計 ②	51	10	15	5	81
牟岐地区	差引 ②－①		0	0	0	0	0
	量の見込み ①		27	5	7	1	40
	確保の内容	教育・保育施設	75	14	20	6	115
		幼稚園＋預かり保育	0	0	0	0	0
		地域型保育事業	0	0	0	0	0
		認可外 企業主導型保育施設	0	0	0	0	0
		その他の施設	0	0	0	0	0
		計 ②	75	14	20	6	115
美波地区	差引 ②－①		48	9	13	5	75
	量の見込み ①		55	12	16	4	87
	確保の内容	教育・保育施設	114	24	25	17	180
		幼稚園＋預かり保育	0	0	0	0	0
		地域型保育事業	2	3	3	0	8
		認可外 企業主導型保育施設	0	0	0	0	0
		その他の施設	0	0	0	0	0
		計 ②	116	27	28	17	188
	差引 ②－①		61	15	12	13	101

※数値は各市町村において精査中のため、暫定値を記載

(単位：人)

区域名	区 分	2号認定	3号認定			合 計
			1歳児	2歳児	0歳児	
海陽地区	量の見込み ①	81	20	22	12	135
	教育・保育施設	81	20	22	12	135
	幼稚園・預かり保育	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外 企業主導型保育施設	0	0	0	0	0
	保育施設 施設の地域枠	0	0	0	0	0
	その他 計 ②	81	20	22	12	135
松茂地区	差引 ②-①	0	0	0	0	0
	量の見込み ①	132	50	57	30	269
	教育・保育施設	139	72	77	42	330
	幼稚園・預かり保育	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外 企業主導型保育施設	0	0	0	0	0
	保育施設 施設の地域枠	0	0	0	0	0
北島地区	その他 計 ②	139	72	77	42	330
	差引 ②-①	7	22	20	12	61
	量の見込み ①	314	123	145	60	642
	教育・保育施設	354	124	154	70	702
	幼稚園・預かり保育	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外 企業主導型保育施設	0	0	0	0	0
藍住地区	保育施設 施設の地域枠	0	0	0	0	0
	その他 計 ②	354	124	154	70	702
	差引 ②-①	40	1	9	10	60
	量の見込み ①	641	209	253	189	1,292
	教育・保育施設	641	209	253	189	1,292
	幼稚園・預かり保育	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
板野地区	認可外 企業主導型保育施設	0	0	0	0	0
	保育施設 施設の地域枠	0	0	0	0	0
	その他 計 ②	641	209	253	189	1,292
	差引 ②-①	0	0	0	0	0
	量の見込み ①	74	68	62	12	216
	教育・保育施設	77	68	68	40	253
	幼稚園・預かり保育	0	0	0	0	0
上板地区	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外 企業主導型保育施設	2	1	1	0	4
	保育施設 施設の地域枠	1	1	1	0	3
	その他 計 ②	80	70	70	40	260
	差引 ②-①	6	2	8	28	44
	量の見込み ①	59	38	42	10	149
	教育・保育施設	120	36	60	24	240
つるぎ地区	幼稚園・預かり保育	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外 企業主導型保育施設	0	0	0	0	0
	保育施設 施設の地域枠	0	0	0	0	0
	その他 計 ②	120	36	60	24	240
	差引 ②-①	61	▲ 2	18	14	91
	量の見込み ①	20	15	18	12	65
東みよし地区	教育・保育施設	33	22	23	12	90
	幼稚園・預かり保育	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外 企業主導型保育施設	0	0	0	0	0
	保育施設 施設の地域枠	0	0	0	0	0
	その他 計 ②	33	22	23	12	90
	差引 ②-①	13	7	5	0	25
合 計	量の見込み ①	202	53	59	38	352
	教育・保育施設	230	64	76	39	409
	幼稚園・預かり保育	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外 企業主導型保育施設	0	0	0	0	0
	保育施設 施設の地域枠	0	0	0	0	0
	その他 計 ②	230	64	76	39	409
合 計	差引 ②-①	28	11	17	1	57
	量の見込み ①	8,022	2,721	2,963	1,663	15,369
	教育・保育施設	9,711	2,853	3,327	1,761	17,652
	幼稚園・預かり保育	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	2	105	177	71	355
	認可外 企業主導型保育施設	97	56	55	45	253
	保育施設 施設の地域枠	33	12	12	11	68
合 計	その他 計 ②	9,843	3,026	3,571	1,888	18,328
	差引 ②-①	1,821	305	608	225	2,959

※数値は各市町村において精査中のため、暫定値を記載

令和10年度

(単位：人)

区域名	区 分	2号認定	3号認定			合 計
			1 歳児	2歳児	0歳児	
徳島地区	量の見込み ①	3,249	997	996	778	6,020
	教育・保育施設	3,569	901	1,090	580	6,140
	幼稚園＋預かり保育	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	74	144	58	276
	認可外 企業主導型保育施設	73	47	46	36	202
	施設の地域枠 設	0	0	0	0	0
	その他 計 ②	3,642	1,022	1,280	674	6,618
鳴門地区	差引 ②－①	393	25	284	▲ 104	598
	量の見込み ①	288	171	166	90	715
	教育・保育施設	363	210	198	104	875
	幼稚園＋預かり保育	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外 企業主導型保育施設	0	0	0	0	0
	施設の地域枠 設	0	0	0	0	0
小松島地区	差引 ②－①	75	39	32	14	160
	量の見込み ①	333	115	119	52	619
	教育・保育施設	516	142	143	54	855
	幼稚園＋預かり保育	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外 企業主導型保育施設	0	0	0	0	0
	施設の地域枠 設	0	0	0	0	0
阿南地区	差引 ②－①	183	27	24	2	236
	量の見込み ①	646	298	314	65	1,323
	教育・保育施設	1,053	277	365	209	1,904
	幼稚園＋預かり保育	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	20	22	10	52
	認可外 企業主導型保育施設	18	3	3	2	26
	施設の地域枠 設	0	0	0	0	0
吉野川地区	差引 ②－①	1,071	300	390	221	1,982
	量の見込み ①	425	2	76	156	659
	教育・保育施設	536	119	171	59	885
	幼稚園＋預かり保育	574	123	161	68	926
	幼稚園＋預かり保育	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外 企業主導型保育施設	0	0	0	0	0
阿波地区	差引 ②－①	70	15	1	20	106
	量の見込み ①	382	93	111	85	671
	教育・保育施設	568	172	177	96	1,013
	幼稚園＋預かり保育	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外 企業主導型保育施設	0	0	0	0	0
	施設の地域枠 設	0	0	0	0	0
美馬地区	差引 ②－①	568	172	177	96	1,013
	量の見込み ①	186	79	66	11	342
	教育・保育施設	232	90	97	43	462
	幼稚園＋預かり保育	435	104	112	46	697
	幼稚園＋預かり保育	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	8	8	3	19
	認可外 企業主導型保育施設	2	2	2	3	9
三好地区	差引 ②－①	437	114	122	52	725
	量の見込み ①	205	24	25	9	263
	教育・保育施設	156	40	55	14	265
	幼稚園＋預かり保育	317	86	81	61	545
	幼稚園＋預かり保育	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外 企業主導型保育施設	2	3	3	4	12
	差引 ②－①	319	89	84	65	557
	量の見込み ①	163	49	29	51	292
	教育・保育施設	317	86	81	61	545
	幼稚園＋預かり保育	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外 企業主導型保育施設	2	3	3	4	12
	施設の地域枠 設	0	0	0	0	0

※数値は各市町村において精査中のため、暫定値を記載

(単位：人)

区域名	区 分		2号認定	3号認定			合 計
				1歳児	2歳児	0歳児	
勝浦地区	量の見込み ①		80	12	14	9	115
	確保の内容	教育・保育施設	80	17	21	6	124
		幼稚園＋預かり保育	0	0	0		0
		地域型保育事業	0	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0	0
		企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0
計 ②		80	17	21	6	124	
差引 ②－①		0	5	7	▲3	9	
上勝地区	量の見込み ①		20	6	6	3	35
	確保の内容	教育・保育施設	21	7	7	3	38
		幼稚園＋預かり保育	0	0	0		0
		地域型保育事業	0	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0	0
		企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0
計 ②		21	7	7	3	38	
差引 ②－①		1	1	1	0	3	
佐那河内地区	量の見込み ①		30	7	8	2	47
	確保の内容	教育・保育施設	30	7	8	2	47
		幼稚園＋預かり保育	0	0	0		0
		地域型保育事業	0	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0	0
		企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0
計 ②		30	7	8	2	47	
差引 ②－①		0	0	0	0	0	
石井地区	量の見込み ①		199	111	137	52	499
	確保の内容	教育・保育施設	181	119	142	73	515
		幼稚園＋預かり保育	0	0	0		0
		地域型保育事業	0	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0	0
		企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0
計 ②		181	119	142	73	515	
差引 ②－①		▲18	8	5	21	16	
神山地区	量の見込み ①		49	9	10	5	73
	確保の内容	教育・保育施設	66	22	22	10	120
		幼稚園＋預かり保育	0	0	0		0
		地域型保育事業	0	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0	0
		企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0
計 ②		66	22	22	10	120	
差引 ②－①		17	13	12	5	47	
那賀地区	量の見込み ①		44	10	12	5	71
	確保の内容	教育・保育施設	44	10	12	5	71
		幼稚園＋預かり保育	0	0	0		0
		地域型保育事業	0	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0	0
		企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0
計 ②		44	10	12	5	71	
差引 ②－①		0	0	0	0	0	
牟岐地区	量の見込み ①		28	5	7	1	41
	確保の内容	教育・保育施設	75	14	20	6	115
		幼稚園＋預かり保育	0	0	0		0
		地域型保育事業	0	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0	0
		企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0
計 ②		75	14	20	6	115	
差引 ②－①		47	9	13	5	74	
美波地区	量の見込み ①		49	12	16	4	81
	確保の内容	教育・保育施設	114	24	25	17	180
		幼稚園＋預かり保育	0	0	0		0
		地域型保育事業	2	3	3	0	8
		認可外保育施設	0	0	0	0	0
		企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0
計 ②		116	27	28	17	188	
差引 ②－①		67	15	12	13	107	

※数値は各市町村において精査中のため、暫定値を記載

(単位：人)

区域名	区 分	2号認定	3号認定			合 計
			1歳児	2歳児	0歳児	
海陽地区	量の見込み ①	66	19	21	11	117
	教育・保育施設	66	19	21	11	117
	幼稚園＋預かり保育	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外 企業主導型保育施設	0	0	0	0	0
	保育施設の地域枠	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
松茂地区	計 ②	66	19	21	11	117
	差引 ②－①	0	0	0	0	0
	量の見込み ①	123	49	56	29	257
	教育・保育施設	139	72	77	42	330
	幼稚園＋預かり保育	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外 企業主導型保育施設	0	0	0	0	0
北島地区	保育施設の地域枠	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	計 ②	139	72	77	42	330
	差引 ②－①	16	23	21	13	73
	量の見込み ①	308	120	144	60	632
	教育・保育施設	354	124	154	70	702
	幼稚園＋預かり保育	0	0	0	0	0
藍住地区	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外 企業主導型保育施設	0	0	0	0	0
	保育施設の地域枠	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	計 ②	354	124	154	70	702
	差引 ②－①	46	4	10	10	70
	量の見込み ①	692	205	246	187	1,330
板野地区	教育・保育施設	692	205	246	187	1,330
	幼稚園＋預かり保育	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外 企業主導型保育施設	0	0	0	0	0
	保育施設の地域枠	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	計 ②	692	205	246	187	1,330
上板地区	差引 ②－①	0	0	0	0	0
	量の見込み ①	66	66	61	12	205
	教育・保育施設	72	68	68	40	248
	幼稚園＋預かり保育	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外 企業主導型保育施設	2	1	1	0	4
	保育施設の地域枠	1	1	1	0	3
つるぎ地区	その他	75	70	70	40	255
	計 ②	9	4	9	28	50
	差引 ②－①	61	38	42	10	151
	量の見込み ①	120	36	60	24	240
	教育・保育施設	0	0	0	0	0
	幼稚園＋預かり保育	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
東みよし地区	認可外 企業主導型保育施設	0	0	0	0	0
	保育施設の地域枠	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	計 ②	120	36	60	24	240
	差引 ②－①	59	▲ 2	18	14	89
	量の見込み ①	18	14	17	12	61
	教育・保育施設	33	22	23	12	90
合 計	幼稚園＋預かり保育	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外 企業主導型保育施設	0	0	0	0	0
	保育施設の地域枠	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	計 ②	33	22	23	12	90
	差引 ②－①	15	8	6	0	29
合 計	量の見込み ①	188	50	57	37	332
	教育・保育施設	230	64	76	39	409
	幼稚園＋預かり保育	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外 企業主導型保育施設	0	0	0	0	0
	保育施設の地域枠	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
合 計	計 ②	230	64	76	39	409
	差引 ②－①	42	14	19	2	77
	量の見込み ①	7,843	2,656	2,883	1,625	15,007
	教育・保育施設	9,712	2,845	3,309	1,765	17,631
	幼稚園＋預かり保育	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	2	105	177	71	355
	認可外 企業主導型保育施設	97	56	55	45	253
合 計	保育施設の地域枠	33	12	12	11	68
	その他	9,844	3,018	3,553	1,892	18,307
	計 ②	2,001	362	670	267	3,300
	差引 ②－①	2,001	362	670	267	3,300

※数値は各市町村において精査中のため、暫定値を記載

令和11年度

(単位：人)

区域名	区 分	2号認定	3号認定			合 計
			1歳児	2歳児	0歳児	
徳島地区	量の見込み ①	3,198	982	979	767	5,926
	教育・保育施設	3,569	901	1,090	580	6,140
	幼稚園＋預かり保育	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	74	144	58	276
	認可外 企業主導型保育施設	73	47	46	36	202
	施設の地域枠 その他	0	0	0	0	0
	計 ②	3,642	1,022	1,280	674	6,618
鳴門地区	差引 ②－①	444	40	301	▲ 93	692
	量の見込み ①	278	165	162	88	693
	教育・保育施設	363	210	198	104	875
	幼稚園＋預かり保育	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外 企業主導型保育施設	0	0	0	0	0
	施設の地域枠 その他	0	0	0	0	0
小松島地区	計 ②	363	210	198	104	875
	差引 ②－①	85	45	36	16	182
	量の見込み ①	318	111	114	51	594
	教育・保育施設	516	142	143	54	855
	幼稚園＋預かり保育	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外 企業主導型保育施設	0	0	0	0	0
阿南地区	施設の地域枠 その他	0	0	0	0	0
	計 ②	516	142	143	54	855
	差引 ②－①	198	31	29	3	261
	量の見込み ①	630	289	304	62	1,285
	教育・保育施設	947	263	344	206	1,760
	幼稚園＋預かり保育	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	20	22	10	52
吉野川地区	認可外 企業主導型保育施設	18	3	3	2	26
	施設の地域枠 その他	0	0	0	0	0
	計 ②	965	286	369	218	1,838
	差引 ②－①	335	▲ 3	65	156	553
	量の見込み ①	526	118	171	56	871
	教育・保育施設	574	123	161	68	926
	幼稚園＋預かり保育	0	0	0	0	0
阿波地区	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外 企業主導型保育施設	0	0	0	0	0
	施設の地域枠 その他	32	11	11	11	65
	計 ②	606	134	172	79	991
	差引 ②－①	80	16	1	23	120
	量の見込み ①	352	90	108	82	632
	教育・保育施設	568	172	177	96	1,013
美馬地区	幼稚園＋預かり保育	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外 企業主導型保育施設	0	0	0	0	0
	施設の地域枠 その他	0	0	0	0	0
	計 ②	568	172	177	96	1,013
	差引 ②－①	216	82	69	14	381
	量の見込み ①	226	86	95	43	450
三好地区	教育・保育施設	435	104	112	46	697
	幼稚園＋預かり保育	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	8	8	3	19
	認可外 企業主導型保育施設	2	2	2	3	9
	施設の地域枠 その他	0	0	0	0	0
	計 ②	437	114	122	52	725
	差引 ②－①	211	28	27	9	275
三好地区	量の見込み ①	131	36	50	13	230
	教育・保育施設	317	86	81	61	545
	幼稚園＋預かり保育	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外 企業主導型保育施設	2	3	3	4	12
	施設の地域枠 その他	0	0	0	0	0
	計 ②	319	89	84	65	557
三好地区	差引 ②－①	188	53	34	52	327

※数値は各市町村において精査中のため、暫定値を記載

(単位：人)

区域名	区 分	2号認定	3号認定			合 計
			1歳児	2歳児	0歳児	
勝浦地区	量の見込み ①	80	11	14	9	114
	確保の内容					
	教育・保育施設	80	17	21	6	124
	幼稚園＋預かり保育	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外 企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0	0
	認可外 保育施設 その他	0	0	0	0	0
上勝地区	計 ②	80	17	21	6	124
	差引 ②－①	0	6	7	▲3	10
	量の見込み ①	18	6	6	3	33
	確保の内容					
	教育・保育施設	21	7	7	3	38
	幼稚園＋預かり保育	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
佐那河内地区	認可外 企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0	0
	認可外 保育施設 その他	0	0	0	0	0
	計 ②	21	7	7	3	38
	差引 ②－①	3	1	1	0	5
	量の見込み ①	34	7	8	2	51
	確保の内容					
	教育・保育施設	34	7	8	2	51
石井地区	幼稚園＋預かり保育	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外 企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0	0
	認可外 保育施設 その他	0	0	0	0	0
	計 ②	34	7	8	2	51
	差引 ②－①	0	0	0	0	0
	量の見込み ①	202	109	135	51	497
神山地区	確保の内容					
	教育・保育施設	181	119	142	73	515
	幼稚園＋預かり保育	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外 企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0	0
	認可外 保育施設 その他	0	0	0	0	0
	計 ②	181	119	142	73	515
那賀地区	差引 ②－①	▲21	10	7	22	18
	量の見込み ①	49	7	10	5	71
	確保の内容					
	教育・保育施設	66	22	22	10	120
	幼稚園＋預かり保育	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外 企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0	0
牟岐地区	認可外 保育施設 その他	0	0	0	0	0
	計 ②	66	22	22	10	120
	差引 ②－①	17	15	12	5	49
	量の見込み ①	39	10	12	5	66
	確保の内容					
	教育・保育施設	39	10	12	5	66
	幼稚園＋預かり保育	0	0	0	0	0
美波地区	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外 企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0	0
	認可外 保育施設 その他	0	0	0	0	0
	計 ②	39	10	12	5	66
	差引 ②－①	0	0	0	0	0
	量の見込み ①	28	5	6	1	40
	確保の内容					
美波地区	教育・保育施設	75	14	20	6	115
	幼稚園＋預かり保育	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外 企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0	0
	認可外 保育施設 その他	0	0	0	0	0
	計 ②	75	14	20	6	115
	差引 ②－①	47	9	14	5	75
美波地区	量の見込み ①	47	12	16	3	78
	確保の内容					
	教育・保育施設	114	24	25	17	180
	幼稚園＋預かり保育	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	2	3	3	0	8
	認可外 企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0	0
	認可外 保育施設 その他	0	0	0	0	0
美波地区	計 ②	116	27	28	17	188
	差引 ②－①	69	15	12	14	110

※数値は各市町村において精査中のため、暫定値を記載

(単位：人)

区域名	区 分	2号認定	3号認定			合 計
			1歳児	2歳児	0歳児	
海陽地区	量の見込み ①	69	18	20	11	118
	教育・保育施設	69	18	20	11	118
	幼稚園＋預かり保育	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外 企業主導型保育	0	0	0	0	0
	保育施設 施設の地域枠	0	0	0	0	0
	設 設 その他	0	0	0	0	0
松茂地区	計 ②	69	18	20	11	118
	差引 ②－①	0	0	0	0	0
	量の見込み ①	120	48	54	29	251
	教育・保育施設	139	72	77	42	330
	幼稚園＋預かり保育	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外 企業主導型保育	0	0	0	0	0
北島地区	保育施設 施設の地域枠	0	0	0	0	0
	設 設 その他	0	0	0	0	0
	計 ②	139	72	77	42	330
	差引 ②－①	19	24	23	13	79
	量の見込み ①	310	120	141	60	631
	教育・保育施設	354	124	154	70	702
	幼稚園＋預かり保育	0	0	0	0	0
藍住地区	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外 企業主導型保育	0	0	0	0	0
	保育施設 施設の地域枠	0	0	0	0	0
	設 設 その他	0	0	0	0	0
	計 ②	354	124	154	70	702
	差引 ②－①	44	4	13	10	71
	量の見込み ①	691	203	241	183	1,318
板野地区	教育・保育施設	691	203	241	183	1,318
	幼稚園＋預かり保育	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外 企業主導型保育	0	0	0	0	0
	保育施設 施設の地域枠	0	0	0	0	0
	設 設 その他	0	0	0	0	0
	計 ②	691	203	241	183	1,318
上板地区	差引 ②－①	0	0	0	0	0
	量の見込み ①	65	64	60	11	200
	教育・保育施設	67	68	68	40	243
	幼稚園＋預かり保育	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外 企業主導型保育	2	1	1	0	4
	保育施設 施設の地域枠	1	1	1	0	3
つるぎ地区	設 設 その他	70	70	70	40	250
	計 ②	70	70	70	40	250
	差引 ②－①	5	6	10	29	50
	量の見込み ①	62	38	42	11	153
	教育・保育施設	120	36	60	24	240
	幼稚園＋預かり保育	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
東みよし地区	認可外 企業主導型保育	0	0	0	0	0
	保育施設 施設の地域枠	0	0	0	0	0
	設 設 その他	0	0	0	0	0
	計 ②	120	36	60	24	240
	差引 ②－①	58	▲2	18	13	87
	量の見込み ①	18	14	16	10	58
	教育・保育施設	33	22	23	12	90
合計	幼稚園＋預かり保育	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外 企業主導型保育	0	0	0	0	0
	保育施設 施設の地域枠	0	0	0	0	0
	設 設 その他	0	0	0	0	0
	計 ②	33	22	23	12	90
	差引 ②－①	15	8	7	2	32
合計	量の見込み ①	180	48	54	36	318
	教育・保育施設	230	64	76	39	409
	幼稚園＋預かり保育	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外 企業主導型保育	0	0	0	0	0
	保育施設 施設の地域枠	0	0	0	0	0
	設 設 その他	0	0	0	0	0
合計	計 ②	230	64	76	39	409
	差引 ②－①	50	16	22	3	91
合計	量の見込み ①	7,671	2,597	2,818	1,592	14,678
	教育・保育施設	9,602	2,828	3,282	1,758	17,470
	幼稚園＋預かり保育	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	2	105	177	71	355
	認可外 企業主導型保育	97	56	55	45	253
	保育施設 施設の地域枠	33	12	12	11	68
	設 設 その他	33	12	12	11	68
合計	計 ②	9,734	3,001	3,526	1,885	18,146
	差引 ②－①	2,063	404	708	293	3,468

※数値は各市町村において精査中のため、暫定値を記載

別表2 認定こども園の目標設置数、設置時期

(単位：か所)

区域名	類 型	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
徳島地区	幼保連携型	29	30	30	30	32	32
	幼稚園型						
	保育所型	1	1	1	1	1	1
	地方裁量型						
	計	30	31	31	31	33	33
鳴門地区	幼保連携型	4	4	4	4	4	4
	幼稚園型						
	保育所型	1	1	1	1	1	1
	地方裁量型						
	計	5	5	5	5	5	5
小松島地区	幼保連携型	3	3	3	3	4	4
	幼稚園型						
	保育所型	1	1	1	1	1	1
	地方裁量型						
	計	4	4	4	4	5	5
阿南地区	幼保連携型	2	1	1	2	2	3
	幼稚園型	1	1	1	1	1	1
	保育所型	5	6	6	6	6	5
	地方裁量型						
	計	8	8	8	9	9	9
吉野川地区	幼保連携型	7	7	7	7	7	7
	幼稚園型						
	保育所型						
	地方裁量型						
	計	7	7	7	7	7	7
阿波地区	幼保連携型	9	9	9	9	9	9
	幼稚園型						
	保育所型						
	地方裁量型						
	計	9	9	9	9	9	9
美馬地区	幼保連携型	4	4	4	4	4	4
	幼稚園型						
	保育所型	1	1	1	1	1	1
	地方裁量型						
	計	5	5	5	5	5	5
三好地区	幼保連携型						
	幼稚園型						
	保育所型	3	4	4	4	4	4
	地方裁量型						
	計	3	4	4	4	4	4
勝浦地区	幼保連携型						
	幼稚園型						
	保育所型						
	地方裁量型						
	計	0	0	0	0	0	0
上勝地区	幼保連携型						
	幼稚園型						
	保育所型						
	地方裁量型						
	計	0	0	0	0	0	0

※数値は各市町村において精査中のため、暫定値を記載

(単位：カ所)

区域名	類 型	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
佐那河内地区	幼保連携型						
	幼稚園型						
	保育所型						
	地方裁量型						
	計	0	0	0	0	0	0
石井地区	幼保連携型	1	1	1	1	1	1
	幼稚園型						
	保育所型						
	地方裁量型						
	計	1	1	1	1	1	1
神山地区	幼保連携型						
	幼稚園型						
	保育所型						
	地方裁量型						
	計	0	0	0	0	0	0
那賀地区	幼保連携型						
	幼稚園型						
	保育所型	4	4	4	4	4	4
	地方裁量型						
	計	4	4	4	4	4	4
牟岐地区	幼保連携型	0	0	0	0	0	0
	幼稚園型						
	保育所型	1	1	1	1	1	1
	地方裁量型						
	計	1	1	1	1	1	1
美波地区	幼保連携型	2	2	2	2	2	2
	幼稚園型						
	保育所型	1	1	1	1	1	1
	地方裁量型						
	計	3	3	3	3	3	3
海陽地区	幼保連携型						
	幼稚園型		1	1	1	1	1
	保育所型						
	地方裁量型						
	計	0	1	1	1	1	1
松茂地区	幼保連携型	2	2	2	2	2	2
	幼稚園型						
	保育所型						
	地方裁量型						
	計	2	2	2	2	2	2
北島地区	幼保連携型	1	1	1	1	1	1
	幼稚園型						
	保育所型						
	地方裁量型						
	計	1	1	1	1	1	1
藍住地区	幼保連携型						
	幼稚園型						
	保育所型						
	地方裁量型						
	計	0	0	0	0	0	0

※数値は各市町村において精査中のため、暫定値を記載

(単位：カ所)

区域名	類 型	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
板野地区	幼保連携型						
	幼稚園型						
	保育所型						
	地方裁量型						
	計	0	0	0	0	0	0
上板地区	幼保連携型						
	幼稚園型						
	保育所型						
	地方裁量型						
	計	0	0	0	0	0	0
つるぎ地区	幼保連携型						
	幼稚園型						
	保育所型						
	地方裁量型						
	計	0	0	0	0	0	0
東みよし地区	幼保連携型	1	2	2	2	2	2
	幼稚園型						
	保育所型						
	地方裁量型						
	計	1	2	2	2	2	2
合 計	幼保連携型	65	66	66	67	70	71
	幼稚園型	1	2	2	2	2	2
	保育所型	18	20	20	20	20	19
	地方裁量型	0	0	0	0	0	0
	計	84	88	88	89	92	92

※数値は各市町村において精査中のため、暫定値を記載

Ⅱ 徳島県社会的養育推進計画

第1章 社会的養育推進計画について

1 社会的養育推進計画とは

この計画は、令和6年3月に、こども家庭庁から発出された通知「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」に基づき、徳島県が令和2年3月に策定した「徳島こども未来応援プラン～徳島県社会的養育推進計画～」を見直し、新たに策定するものです。

2 計画の期間

計画期間は令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

第2章 各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み

1 こどもの人口の推計

国立社会保障・人口問題研究所の地域別将来推計人口（R5.12.22公表）の徳島県の0歳～19歳の推計人口の推移を参考に、徳島県年齢別推計人口の児童人口（0歳～17歳）から令和6年度から令和11年度までの推計値を次のとおり算出しました。

【表1 こどもの人口の推計値（令和元年度から令和11年度）】

（単位：人）

年度	R元	R6	R11
推計人口（0～17歳）	101,343	88,482	78,359
0～2歳	15,197	12,196	10,801
3～6歳	21,098	17,500	15,498
7～17歳	65,048	58,786	52,060
5年ごとの比較（減少率）	—	87.3%	88.6%
5年ごとの差	—	△12,861	△10,123

※R元年度、R6年度は4月1日時点のこども数

※5年ごとの比較（減少率）は国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計を参考とする

【表2 国立社会保障・人口問題研究所の地域別将来人口推計（徳島県）】

（単位：人）

年度	R2	R7	R12
推計人口（0～19歳）	109,131	95,602	84,664
5年ごとの比較（減少率）	—	87.6%	88.6%
5年ごとの差	—	△13,529	△10,938

2 現に代替養育を必要とするこども数の状況

現に代替養育を必要とするこども数（入所措置又は里親等委託されているこども数をいう。以下同じ。）及びこどもの人口に占める割合は表3のとおりとなります。

代替養育を必要とするこども数は、令和6年3月1日時点で257人であり、こどもの人口に対して、3歳未満児で0.20%、3歳以上の就学前児童が0.24%、学童期以降児童で0.32%、全年齢区分の平均では0.29%となっています。

また、令和元年度から令和5年度の入所措置又は里親等委託されているこども数の推移は表4のとおりです。

【表3 現に代替養育を必要とするこども数及びこどもの人口に占める割合】

(R6年3月1日時点)(単位:人)

	3歳未満	3歳以上 就学前	学童期以降	計
児童養護施設	1	25	167	193
乳児院	22	4	—	26
里親委託	2	13	20	35
ファミリーホーム	0	0	3	3
計	25	42	190	257
こどもの人口(0～17歳)	12,196	17,500	58,786	88,482
こどもの人口に占める割合	0.20%	0.24%	0.32%	0.29%

※こどもの人口は、R6年4月1日時点とする。

【表4 入所措置又は里親等委託されているこども数の推移】

(単位:人)

年度	R元	R2	R3	R4	R5
児童養護施設	242	223	219	202	193
乳児院	28	30	19	22	26
里親委託	32	28	33	29	35
ファミリーホーム	8	5	4	3	3
計	310	286	275	256	257

※各年度とも3月1日時点のこども数

※児童心理治療施設、児童自立支援施設、自立援助ホームへの措置等は除く

3 代替養育を必要とするこども数の見込み

表1で示した徳島県におけるこども数の減少率(R元からR6で87.3%)を令和元年度の代替養育を必要とするこども数に適用すると、令和6年度の代替養育を必要とするこども数は271人となりますが、令和6年3月1日時点で257人となっています。

また、代替養育を必要とするこども数の見込みを積算する際には、こどもの人口の推計だけではなく、代替養育の潜在的需要を考慮する必要があります。

(1) 代替養育の潜在的需要

潜在的な需要量の算出に当たっては、表5に示す児童相談所における養護相談(児童虐待を含む)件数の推移(R元～R5)を考慮します。

養護相談件数は増加傾向にあり、令和元年度から令和5年度までの5年間で367件増加していることから、その増加率1.34倍を潜在的需要量とします。

【表5 児童相談所における養護相談の推移】

(単位：件)

年度	R元	R2	R3	R4	R5
養護相談件数	1,080	1,139	1,127	1,344	1,447
うち 児童虐待相談対応件数	880	919	910	1,039	1,181

※養護相談件数R元～R5(5年間) 367件増加(134%)

(2) 令和6年度及び令和11年度の代替養育を必要とするこども数の見込み

現に代替養育を必要とするこども数(令和6.3.1時点)を令和6年度の代替養育を必要とするこども数として、こどもの人口の推計(R6からR11)及び潜在的需要を考慮し、次のとおり令和6年度及び令和11年度における代替養育を必要とするこども数を算出しました。

○令和6年度の代替養育を必要とするこども数

257人(児童人口の0.29%)

○令和11年度の代替養育を必要とするこども数の見込み

78,359人×0.29%×1.34 = 305人(児童人口の0.39%)

【表6 各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み】

(単位：人)

年度	R6	R11
推計児童人口(0～17歳)	88,482	78,359
0～2歳	12,196	10,801
3～6歳	17,500	15,498
7～17歳	58,786	52,060
児童人口に占める割合	0.29%	0.39%
社会的養護の需要量	257	305
0～2歳	25	30
3～6歳	42	50
7～17歳	190	225

4 里親等委託が必要なこどもの割合

①施設への入所状況からの算出(算式1)

代替養育を必要とするこどものうち、現に里親等委託しているこども及び現に施設入所しているこどものうち里親等委託が必要なこどもの割合を年齢区分別に算出しました。

※施設入所のうち里親等委託が必要なこどもは次の数の合計として算出

- ・乳児院に半年以上措置されている乳幼児数(表8)
- ・児童養護施設に入所するこどもで乳児院から措置変更された乳幼児数(表8)

- ・児童養護施設に1年以上措置されている乳幼児数（表8）
- ・児童養護施設に3年以上措置されている学童期以降のこども数（表9）

【表7 里親等委託が必要なこどもの割合】（R6年3月1日時点）

（単位：人）

	①代替養育を必要とするこども数	②現に里親等委託しているこども数	③施設入所のうち里親等委託が必要なこども数	割合 (②+③)／①
0～2歳	25	2	8	40.0%
3～6歳	42	13	19	76.2%
7～17歳	190	20	108	67.4%
計	257	35	135	66.1%

【表8 乳幼児の状況】（R6年3月1日時点）

（単位：人）

年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	計
乳児院に半年以上措置	1	5	2	7	2	0	0	17
乳児院から児童養護施設へ措置変更	0	0	0	0	1	1	2	4
児童養護施設に1年以上措置	0	0	0	0	1	2	3	6
計	1	5	2	7	4	3	5	27

【表9 児童養護施設に3年以上措置されている学童期以降のこども数】

（R6年3月1日時点）（単位：人）

7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	計
6	4	7	9	5	9	13	8	10	10	17	10	0	108

②こどもの持つ特性を考慮した算出（算式2）

上記①算式1で算出した「施設入所のうち里親等委託が必要なこども数」には医療的ケアの必要性や行動の問題等のこどもの持つ特性が考慮されていません。

そのため、こどもの持つ特性を考慮に入れた上での里親等委託が必要なこども数を算出する必要があります。

なお、こどもの持つ特性を考慮に入れた上での里親等委託が必要なこどもの割合については、前回の計画を考慮して、こどものケアニーズのみに着目した場合、措置先として最も望ましい養育環境として養子縁組里親又は養育里親・ファミリーホームが選ばれた割合を使用します。

【表１０ 里親等委託が必要なこどもの割合】（Ｒ６年３月１日時点）

（単位：人）

	①代替養育を必要とするこども数	②現に里親等委託しているこども数	③施設入所のうち里親等委託が必要なこども数	割合 （前回計画を考慮）
０～２歳	25	2	13	58.8%
３～６歳	42	13	10	55.6%
７～１７歳	190	20	58	42.6%
計	257	35	81	46.1%

※施設入所のうち里親等委託が必要なこども数 算出方法

０～２歳 $25 \times 58.8\% - 2$ （現に里親等委託されている数）＝ 13３～６歳 $42 \times 55.6\% - 13$ （現に里親等委託されている数）＝ 10７～１７歳 $190 \times 42.6\% - 23$ （現に里親等委託されている数）＝ 58

５ 里親等委託が必要なこども数の見込み

本県においては、里親等委託率を国の目標値と同等とすることから、令和１１年度における里親等委託が必要なこどもの数は、表１１のとおり、１７４人が見込まれます。（第６章参照）

【表１１ 各年度における里親等委託が必要なこども数の見込み（目標値）】

（単位：人）

年度	R6	R11
里親等委託が必要なこども数	$257 \times 21.4\% = 55$	$305 \times 57.0\% = 174$
０～２歳	$25 \times 17.7\% = 4$	$30 \times 75.0\% = 23$
３～６歳	$42 \times 35.3\% = 15$	$50 \times 75.0\% = 38$
７～１７歳	$190 \times 18.8\% = 36$	$225 \times 50.0\% = 113$

※小数点第一位を切上げ

※各年度における里親等委託率は、第６章に基づく

なお、各年度の代替養育を必要とするこども数（表６）に、表１０で算出した、里親等委託が必要なこどもの割合（表１０）を乗じ、各年度における里親等委託が必要なこども数の見込み（各年齢区分ごと）を算出した結果が、表１２です。

【表１２ 各年度における里親等委託が必要なこども数の見込み（参考値）】

（単位：人）

年度	R6		R11	
里親等委託が 必要なこども数	257×46.1%	=118	305×46.1%	=141
0～ 2歳	25×58.8%	= 15	30×58.8%	= 18
3～ 6歳	42×55.5%	= 23	50×55.5%	= 28
7～17歳	190×42.6%	= 81	225×42.6%	= 96

※小数点第一位を切上げ

令和１１年度で見込まれる里親等委託が必要なこどもは１４１人になり、目標値である１７４人との差がありますが、差を解消し目標値を達成するため、今後施策を充実させていきます。

第3章 当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）

1 現状及び課題

令和4年改正児童福祉法においては、こどもの権利擁護に関して、里親等委託、施設入所、在宅指導の措置や一時保護の決定時等の意見聴取等措置の義務化、意見表明等支援事業の創設が行われるとともに、こどもの権利擁護に係る環境整備が都道府県の業務として明記されました。

本県においては、これまでも施設入所や一時保護時において、原則、全てのこどもに対し、「こどもの権利ノート」を活用するなど、自分の持つ権利について、児童相談所担当職員又は施設職員により説明を行うことを徹底してきました。また、施設入所中のこども等に対し、日々の生活や意見聴取機会の状況など、権利擁護に関する定期的なアンケート調査等を実施し、こどもの権利擁護の強化に努めてきたところです。

令和6年2月よりこどもの意見表明等支援事業を開始し、第三者である意見表明支援員によってこどもの意見又は意向を把握し、関係機関との連絡調整等を支援する取り組みをおこなっています。また、「こどもの権利ノート」をこどもたちがより理解しやすい内容に改訂し、こどもたちが意見を表明しやすい環境づくりを整備しているところです。

今後、こどもの権利擁護を着実に推進していくためには、社会的養護が必要な全てのこどもに対して、権利擁護を保障する総合的な推進体制の構築はもとより、既存の取組みの徹底、継続的な見直し・改善が必要になります。

2 現行計画の達成見込み

（1）こどもからの意見聴取と処遇への反映

児童福祉法による措置や児童福祉事業の利用に当たっては、「こどもの権利ノート」を活用し、こどもに十分な説明を行うことを徹底しています。

また、施設入所中のこども等に対し、日々の生活や意見聴取機会の状況など、権利擁護に関する定期的なアンケート調査等を県内全児童養護施設において実施し、表1のとおり計画を達成する見込みです。

【表1 こどもに対する権利擁護に関する定期的なアンケート等の実施施設数目標】

年度		R2	R3	R4	R5	R6
アンケート等実施施設数	目標	7施設	7施設	7施設	7施設	7施設
	実績	7施設	7施設	7施設	7施設	7施設 (見込み)

(2) 権利擁護に関する研修の実施

児童相談所職員、施設などの関係機関やアドボケイトなどの関係者を対象とした、こどもの権利や権利擁護の仕組みに関する周知啓発や理解醸成を図るための研修を実施しています。

3 目指す方向性

- こどもの権利を保障することを目的として、こども自身が実現したいことを考え、周囲に説明できるように支援します。そのことにより、保護者や周りの大人など社会全体において、こどもの最善の利益を考慮した支援や取組を可能にします。

4 具体的な取組

(1) 多様な意見のこども施策への反映

- 様々な状況にあって声を聴かれにくいこどもや若者等が、安心して意見を表明し、その意見が施策に反映されるよう、十分な配慮や工夫をし、多様な手法による意見聴取に取り組めます。(再掲)
- 社会的養育の施策を検討する際には、必要に応じ、当事者であるこども(社会的養護経験者を含む)の参画を求める仕組みづくりに取り組めます。(再掲)

(2) こどもの権利擁護の強化

- 児童福祉法による措置や児童福祉事業の利用に当たっては、こどもに十分な説明を行うことの徹底を図ります。特に、代替養育に関する措置等の際には、こどもの意見又は意向を勘案した措置等を行うため、定期的に理由や見通しを含めてこどもに丁寧な説明をするとともに、こどもの年齢や発達など一人一人のこどもの状況に応じた適切な方法で、全てのこどもの意見等を十分に聴取し、方針決定に反映させるよう努めます。(再掲)
- 児童養護施設等の施設入所や一時保護において、こども自身の持つ権利について、児童相談所職員又は施設職員が「こどもの権利ノート」を活用するなどして、十分な説明を行うとともに、定期的な意見表明等支援員(アドボケイト)の訪問など、その他こどもが意見を表明しやすい環境を整備します。(再掲)
- 児童養護施設等の施設入所中のこどもについては、施設職員とこどもの日々の関わりの中で、こどもの意見が表明されやすい環境づくりを基本とし、加えて気軽に苦情や相談のできる窓口や第三者委員など、こどもに意見表明ができる仕組みをわかりやすく伝えます。(再掲)
- 児童養護施設等の施設入所中のこども等に対し、日々の生活や意見聴取機会の状況など、権利擁護に関する定期的なアンケート調査等を実施し、こどもの権利擁護の推進に活用しま

す。(再掲)

- 里親に委託中のこどもに対し、担当児童福祉司だけではなく、フォスターリング機関の職員も定期的に里子との面接を実施するなど、里子のアドボカシー（こどもの意見代弁制度）を保障するよう努めます。(再掲)
- 里親や児童養護施設等の職員を対象とした、こどもの権利擁護に対する意識向上を図るための研修を定期的の実施します。(再掲)
- 児童福祉審議会へのこども等による申立てによる審議・調査の実施など、児童福祉審議会を活用したこどもの権利擁護の仕組みづくりを行います。(再掲)

5 目標

★こどもの意見表明等支援事業実施施設数及び人数

年度	R5 (実績)	R7	R8	R9	R10	R11
意見表明実施施設数	1施設	2施設	9施設	9施設	14施設	14施設
意見表明実施人数	5人	20人	90人	90人	140人	140人

※令和5年度は2～3月の実績

★こどもに対する権利擁護に関する定期的なアンケート等の実施施設数

年度	R5 (実績)	R7	R8	R9	R10	R11
実施施設数	7施設	14施設	14施設	14施設	14施設	14施設

★アンケートにおける「こどもの権利ノート」の認知度

年度	R5 (実績)	R7	R8	R9	R10	R11
認知度	75%	100%	100%	100%	100%	100%

★こどもの権利に関する研修実施回数及び受講者数

年度	R5 (実績)	R7	R8	R9	R10	R11
研修回数	2回	2回以上	2回以上	2回以上	2回以上	2回以上

第4章 市町村のこども家庭支援体制構築の推進

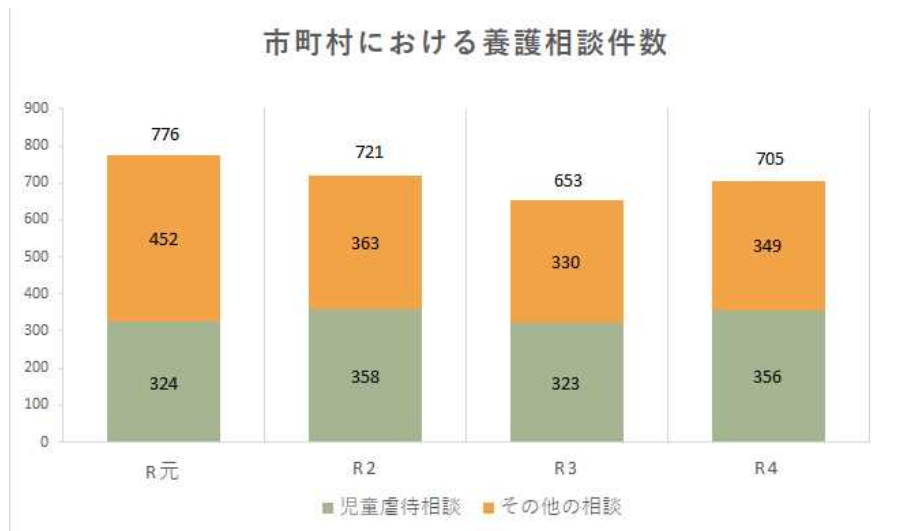
1 現状及び課題

(1) 市町村の相談支援体制の整備

近年、県内市町村における養護相談件数は700件前後と高止まり傾向にあり、令和元年度以降は徐々に減少し落ち着いてきたかに見えましたが、令和4年度には705件と増加のきざしが見えつつあります。

中でも、児童虐待相談対応件数が例年50%近くを占めており、全国的に児童相談所における児童虐待相談対応件数が急増していることや、本県児童相談所においても令和5年度に過去最高の1,181件の児童虐待相談対応件数となったことを踏まえると、市町村においても増加傾向が当面続くと考えられます。

【図1 市町村における養護相談件数】



令和4年改正児童福祉法においては、子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有することも家庭センターの設置について、市町村の努力義務とされるとともに、新たに子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業及び親子関係形成支援事業が創設され、既存事業とともに、利用勧奨と措置の仕組みを備えた家庭支援事業として法律上位置付けられました。

今後は、こども家庭センター設置を推進するとともに、既存の要保護児童対策地域協議会やその他関係機関との連携を一層強化し、地域における支援を充実させることが必要となっています。

【こども家庭センターの設置状況】（令和6年12月現在）

県内 設置済み：10市町

徳島市、鳴門市、小松島市、吉野川市、阿波市、
美馬市、三好市、上勝町、海陽町、藍住町

（2）市町村の家庭支援事業等の整備

市町村においては、こども家庭センターによる相談支援を通じて、子育て家庭等に対して家庭支援事業など必要な支援メニューを提供することができます。特に家庭支援事業（子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、一時預かり事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業及び親子関係形成支援事業の6事業をいう。以下同じ。）については、虐待等に至る前の予防的支援策などとして重要な役割を果たすものであり、市町村において円滑かつ効果的に実施されることが求められています。

一方で、こども家庭センター設置や家庭支援事業の実施については、地域によって支援ニーズの違いや人員確保などの課題があります。

また、子育て短期支援（ショートステイ）事業は、ほとんどの市町村において実施されています。虐待の予防的支援策として、今後は利用ニーズに対応できるよう、ファミリーホームや里親、母子生活支援施設を積極的に活用するなど、受け皿の確保が必要になります。

（3）児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進

児童家庭支援センターは、こども、親、家庭の心配事などに幅広く応じる地域の相談機関です。複雑化・多様化しているこどもや家庭をめぐる問題を、深刻化する前に早期発見・早期対応を行うことが求められています。

今後は、市町村における児童家庭相談が円滑に行われるよう、地域性を考慮しながら、児童家庭支援センターの機能強化及び更なる設置促進に努める必要があります。

2 現行計画の達成見込み

（1）市町村における相談支援体制の強化

子ども家庭総合支援拠点は、表1のとおり、21市町において設置され、こども家庭に対する支援体制は整備されてきています。令和6年度には、そのうち10市町でこども家庭センターが設置されました。今後は、こども家庭センターの全市町村設置を支援するとともに、こども家庭支援の充実を図ります。

【表1 こども家庭総合支援拠点の設置目標】

年度		R2	R3	R4	R5	R6
子ども家庭総合支援拠点数	目標	6拠点	12拠点	24拠点	24拠点	24拠点
	実績	2拠点	4拠点	16拠点	20拠点	21拠点 (見込み)

(2) 児童家庭支援ネットワークの強化

令和6年度までに、東部及び西部圏域に、各1施設ずつ設置されました。今後も、県内3圏域への設置を目指す必要があります。

【表2 児童家庭支援センターの設置目標】

年度		R2	R3	R4	R5	R6
児童家庭支援センターの 設置圏域数	目標	1圏域	1圏域	2圏域	2圏域	3圏域
	実績	1圏域	1圏域	2圏域	2圏域	2圏域 (見込み)

3 目指す方向性

- 全市町村におけるこども家庭センターの設置及び相談機能の強化を支援します。
- 地域資源の活用推進を支援し、地域の児童家庭支援ネットワークをより一層強化するための取組を支援します。

4 具体的な取組

(1) 市町村の相談支援体制の強化

- 虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目ない対応など、市町村としての包括的な相談支援体制の強化を図るため、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を行う機能を有する機関であるこども家庭センターの整備を促進します。(再掲)
- 県は市町村のコーディネーターとしての役割を支援することとし、虐待対応については、市町村と児童家庭支援センターの活用や地域における関係機関との支援の一体性・連続性の確保を図るため、児童虐待対応に関連する情報等について、適時・適切に提供するとともに、民間団体の要保護児童対策地域協議会への参画を推進し、地域の見守り体制を強化します。(再掲)
- 市町村のこども家庭支援の充実が図られるよう、市町村職員の専門性向上に向けた研修を実施するとともに、県から家庭支援に関わる情報を適時・適切に提供します。(再掲)
- 市町村における、「こども家庭ソーシャルワーカー」等の専門資格の取得促進を支援します。(再掲)

(2) 家庭支援事業の促進

- 虐待等に至る前の予防的支援策として、こども家庭センターを中心とした相談支援体制と家庭支援事業が円滑かつ効果的に実施されるよう、市町村に対して必要な支援を行います。(再掲)

■ 市町村に対して、家庭支援事業の実施にあたり、児童養護施設等の活用を促すとともに、児童養護施設等に対しては、実施可能な事業や財政支援の説明を十分に行い、施設の多機能化・機能転換の取組を推進します。（再掲）

■ 市町村が子育て短期支援事業について、そのニーズに十分に対応できるよう、児童養護施設等における利用枠の拡充を進めるとともに、里親・ファミリーホーム及び児童家庭支援センターを積極的に活用できるよう、市町村と連携して取り組みます。（再掲）

（３）児童家庭支援ネットワークの強化

■ 県は市町村のコーディネーターとしての役割を支援することとし、虐待対応については、市町村と児童家庭支援センターの活用や地域における関係機関との支援の一体性・連続性の確保を図るため、児童虐待対応に関連する情報等について、適時・適切に提供するとともに、民間団体の要保護児童対策地域協議会への参画を推進し、地域の見守り体制を強化します。（再掲）

■ 市町村が子育て短期支援事業について、そのニーズに十分に対応できるよう、児童養護施設等における利用枠の拡充を進めるとともに、里親・ファミリーホーム及び児童家庭支援センターを積極的に活用できるよう、市町村と連携して取り組みます。（再掲）

■ 児童の養育や保護者対応等のノウハウを持っている児童養護施設等のソーシャルワーク機能強化や児童家庭支援センターの設置を推進し、家庭支援及び地域支援の充実を図り、セーフティネットとしての代替養育の場の確保に努めます。（再掲）

5 目標

（１）市町村の相談支援体制の強化

★【こども家庭センターの設置数】

年度	R5 (実績)	R7	R8	R9	R10	R11
こども家庭センター設置数	0 市町村	14 市町村	24 市町村	24 市町村	24 市町村	24 市町村

★【サポートプランの策定】

年度	R5 (実績)	R7	R8	R9	R10	R11
プラン策定済み 市町村数	0 市町村	14 市町村	24 市町村	24 市町村	24 市町村	24 市町村

★【市町村職員に対する研修受講者数】

年度	R5 (実績)	R7	R8	R9	R10	R11
研修受講者数	44人	50人	50人	50人	50人	50人

★【市町村との人材交流】

年度	R5 (実績)	R7	R8	R9	R10	R11
児童相談所への 短期研修受入れ者数	16人	18人	20人	22人	24人	24人

(2) 家庭支援事業の促進

★【家庭支援事業の実施箇所数】

年度	R5 (実績)	R7	R8	R9	R10	R11
子育て短期支援事業	24箇所	24箇所	24箇所	24箇所	24箇所	24箇所
子育て世帯訪問支援事業	0箇所	14箇所	18箇所	24箇所	24箇所	24箇所
児童育成支援拠点事業	0箇所	4箇所	8箇所	12箇所	18箇所	24箇所
親子関係形成支援事業	0箇所	2箇所	4箇所	8箇所	16箇所	24箇所

★【子育て短期支援事業委託数】

年度	R5 (実績)	R7	R8	R9	R10	R11
里親、ファミリーホーム	0箇所	2箇所	4箇所	6箇所	8箇所	10箇所

(3) 児童家庭支援ネットワークの強化

★【児童家庭支援センターの設置圏域数】

年度	R5 (実績)	R7	R8	R9	R10	R11
圏域数	2圏域	2圏域	2圏域	3圏域	3圏域	3圏域

★【児童相談所から児童家庭支援センターへの在宅指導措置委託件数】

年度	R5 (実績)	R7	R8	R9	R10	R11
在宅指導措置委託件数	0件	1件	2件	3件	4件	5件

★【市町村から家庭支援事業を委託されている児童家庭支援センター数】

年度	R5 (実績)	R7	R8	R9	R10	R11
委託数	0箇所	1箇所	1箇所	2箇所	2箇所	3箇所

第5章 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

1 現状及び課題

特定妊婦は全国的に年々増加している傾向にあり、今後特定妊婦への更なる支援体制が求められております。

本県では、出産前において支援が必要と判断された妊婦（特定妊婦）は市町村等による家庭訪問等の見守りを実施しています。性的な被害に遭遇している妊婦や、予期せぬ妊娠等により生命又は心身の安全が確保されない恐れがある妊婦の場合は、こども女性相談センターの一時保護施設において一時保護を行います。

しかし、一時保護施設は、施設の性質上、長期的に生活することが想定されておらず、妊娠中に必要な医療的ケアや、出産後も継続して支援を受けられる環境整備が必要となっています。

また、出産後においては、家庭での養育が困難と判断された場合、乳児については乳児院で受入れるとともに、特別養子縁組を前提とした里親委託を促進しています。

母子が安全・安心な環境で暮らし、生活の立て直しを図る母子生活支援施設は、県内に2施設が運営されていますが、妊娠期から出産後まで切れ目のない支援を行うために、さらなる体制強化が求められています。

2 目指す方向性

- 妊娠・出産・産後のケアについて、医療、保健、福祉等の関係機関が連携して取り組み、安心してこどもを生み育てることができる環境整備を推進します。

3 具体的な取組

（１）特定妊婦等への支援体制の強化

- 悩みを抱える妊産婦等を早期に発見し相談支援につなげることはもとより、児童虐待の予防や早期発見にも資するよう、特定妊婦や若年妊産婦、多胎妊産婦等への支援を推進します。（再掲）
- 特定妊婦と出産後の母子等に対して、一時的な住まいや食事の提供、養育等に係る相談・助言や、母子生活支援施設や医療機関等の関係機関との連携、特別養子縁組に係る情報提供等の支援を行い、安心して生活できる環境を整備します。
- 経済的に困難な状況にある妊婦を支援する助産施設について、支援体制を確保するとともに、特定妊婦等への助産制度の周知を図ります。
- 質の高い支援等ができるよう、児童相談所や市町村等の関係職員に対して研修を実施し、スキルアップを図ります。

(2) 市町村との連携強化

- 市町村における妊娠期からこどもがおとなになるまでの一連の成長過程の様々なニーズに応じてワンストップで総合的な相談支援を行うことも家庭センターの機能整備を支援し、里帰り出産も含め、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制構築を推進します。(再掲)
- 妊産婦健康診査や、妊産婦が抱える妊娠・出産等や子育てに関する悩み等について、子育て経験者等のピアサポーターによる相談支援を行う産前・産後サポート事業、退院直後の母子に対して心身のケアや育児サポート等の支援を行う産後ケア事業の充実に向け、市町村における事業推進に必要な広域的連携支援等を行います。(再掲)

4 目標

★【妊産婦等生活援助事業の実施箇所数】

年度	R5 (実績)	R7	R8	R9	R10	R11
実施箇所数	0箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

★【助産施設の設置数】

年度	R5 (実績)	R7	R8	R9	R10	R11
設置数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

★【特定妊婦等への支援に係る職員等に対する研修の実施回数、受講者数】

年度	R5 (実績)	R7	R8	R9	R10	R11
研修実施回数	0回	1回	1回	1回	1回	1回
受講者数	0人	27人	27人	27人	27人	27人

第6章 里親等への委託や特別養子縁組等の推進

1 現状及び課題

(1) 里親支援体制

本県では、里親支援体制を一層強化するために、児童相談所に里親担当職員を配置するとともに、里親支援専門員の配置を進めています。

里親に関する業務を一元化するフォスタリング機関については、2施設を指定しています。里親支援専門相談員については、4か所に配置されており、施設入所児童のマッチングやその後のフォローアップについて、児童相談所と協働しながら実施しています。

このように、本県では、官民で連携を図りながら里親委託推進に努めてきたところですが、里親委託率については令和3年度末が16.0%であり、全国平均である23.5%を下回っています。今後、さらなる里親委託の推進に向けて、里親支援センターの設置をはじめ、地域の関係機関と連携し、里親支援を包括的に実施する体制が求められています。

(2) 里親委託の現状と課題

① 里親登録数

里親登録数については年々増加しており、表1のとおり、令和5年度末の里親登録数は97世帯となっています。新規里親登録数については表2のとおり、令和5年度は8件となっています。里親委託の推進のために、受入れが可能な里親の総数を増やすことが最優先事項となっております。

【表1 里親登録数の推移】

(単位：世帯)

年度	R元	R2	R3	R4	R5
里親登録数	66	79	92	95	97
(再掲：重複登録あり)					
養育里親	54	70	81	84	87
養子縁組里親	17	32	42	46	44
専門里親	4	4	4	4	4
親族里親	8	5	6	6	6

【表2 新規里親登録数の推移】

(単位：世帯)

年度	R元	R2	R3	R4	R5
新規登録数	6	20	15	12	8
(再掲：重複登録あり)					
養育里親	5	19	13	11	8
養子縁組里親	3	14	10	5	0
専門里親	0	0	0	0	0
親族里親	1	1	1	1	0

また、各圏域別の里親登録数及び新規登録数については、表3及び表4のとおりです。全体の登録数と同様、新規登録数についても、東部圏域の占める割合が高くなっています。地域の身近な存在として里親への委託を進めるに当たっては、全ての圏域での里親登録数を増やしていく必要があります。

【表3 里親登録数の推移（圏域別）】

（単位：世帯）

年度	R元	R2	R3	R4	R5
東部	51	63	72	75	78
南部	12	12	14	14	13
西部	3	4	6	6	6
合計	66	79	92	95	97

【表4 新規里親登録数の推移（圏域別）】

（単位：世帯）

年度	R元	R2	R3	R4	R5
東部	5	18	10	10	8
南部	0	1	3	2	0
西部	1	1	2	0	0
合計	6	20	15	12	8

② 里親委託児童数

里親委託児童数については表5のとおり、令和5年度末で37人となっています。また、令和5年度中に新規に委託した児童数は8名です。

なお、全体の里親委託児童数は、年度中に児童が満年齢になったことや特別養子縁組が成立したことを理由に里親委託が解除されたり、短期で里親委託が実施されたりすることの影響により、増減しています。

【表5 里親委託児童数の推移】

（単位：人）

年度	R元	R2	R3	R4	R5
里親委託児童数	28	30	32	34	37
新規委託児童数	10	7	13	8	8

表5の里親委託児童数のうち、各圏域別委託児童数については、表6のとおりです。東部圏域の里親委託が多く、南部圏域については減少しています。

表5の新規委託児童数のうち、各圏域別新規委託児童数については、表7のとおりです。8名が東部圏域の児童であり、里親登録数同様、全ての圏域で里親委託を進めていく必要があります。

【表6 委託児童数の推移（圏域別）】

（単位：人）

年度	R元	R2	R3	R4	R5
東部	18	21	26	28	31
南部	8	6	3	2	2
西部	2	3	3	4	4
合計	28	30	32	34	37

【表7 新規委託児童数の推移（圏域別）】

（単位：人）

年度	R元	R2	R3	R4	R5
東部	7	5	12	6	8
南部	3	0	0	1	0
西部	0	2	1	1	0
合計	10	7	13	8	8

③ 里親種類別委託児童数

里親種類別委託児童数の推移については、表8のとおりです。この5年間で大きな違いはありませんが、養育里親及び養子縁組里親への委託児童数が緩やかに増加しています。

また、養育者の家庭にこどもを迎え入れて養育を行うファミリーホームについては、現在は徳島県内には2施設あります。

【表8 里親種類別委託児童数の推移】

（単位：人）

年度	R元	R2	R3	R4	R5
養育里親	22	21	23	23	28
専門里親	0	1	1	1	1
親族里親	5	5	5	6	6
養子縁組里親	1	3	3	4	2
合計	28	30	32	34	37
（参考）ファミリーホーム	5	5	4	3	3

④ 里親受託率

里親として登録されている世帯のうち、児童が委託されている里親の割合（里親受託率）を示したものが表9のとおりです。令和5年度末の受託率は33.0%、過去5年の平均は32.9%となっています。

【表9 里親受託率の推移】

年度	R元	R2	R3	R4	R5	平均
里親登録数（世帯）	66	79	92	95	97	85.8
児童が委託されている里親数（世帯）	26	27	27	29	32	28.2
里親受託率（％）	39.4	34.2	29.3	30.5	33.0	32.9

⑤ 里親委託率

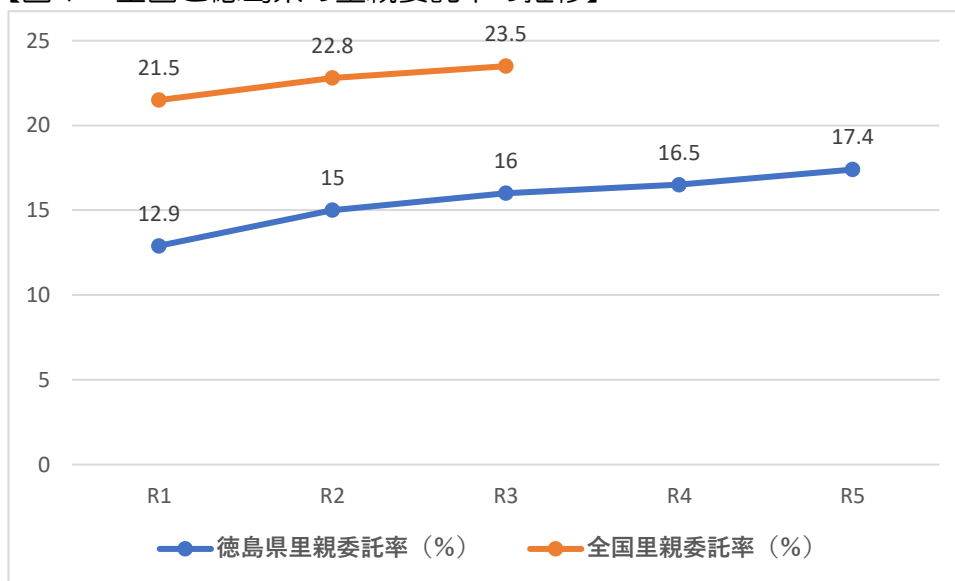
里親委託率については、表10のとおり、令和5年度末において17.4％です。

また、全国と本県の里親委託率の推移を示したものが図1です。全国の委託率よりも低い状態が続いています。これは、本県では、児童養護施設や乳児院の受入れ体制が整っており、比較的施設入所しやすい状況が要因として考えられます。

【表10 里親委託率の推移】

年度	R元	R2	R3	R4	R5
里親委託率（％）	12.9	15.0	16.0	16.5	17.4
里親＋ファミリーホーム（人）	33	35	36	37	40
児童養護施設＋乳児院（人）	223	199	189	187	190

【図1 全国と徳島県の里親委託率の推移】



⑥ 年齢別里親委託状況

令和6年3月31日時点での里親委託児童について、年齢の内訳を示したものが表11です。学童期以降の占める割合が高く、今後満年齢により委託解除となっていく児童が多くなることが予測されます。

また、同時点での里親委託率について、児童の年齢別に算出したものが表12です。家庭での養育が最も必要とされている、3歳未満の児童については委託率が12.5％とな

っており、全体の17.4%を下回っています。今後は、特に低年齢の児童の里親委託を積極的に行うことが求められています。

【表1-1 里親委託児童の年齢割合】

年齢区分	3歳未満	3歳～就学前	学童期以降	合計
年齢別人数（人）	3	13	21	37
割合（％）	8.1	35.1	56.8	100

【表1-2 児童の年齢別里親委託率】

年齢区分	3歳未満	3歳～就学前	学童期以降	合計
里親委託率（％）	12.5	32.5	14.5	17.4
里親＋ファミリーホーム（人）	3	13	24	40
児童養護施設＋乳児院（人）	21	27	142	190

⑦ 里親委託後の支援

里親委託は、児童養護施設への措置と異なり、個人家庭への委託となるため、里子の問題行動への対応や、関係機関との連携等、里親が個人で対応しなければならず、里親個人に負担がかかることが多くあります。そのため、里親委託後は、関係機関によるフォローアップが非常に重要です。全国的にも、里親と里子の関係悪化や里子の不適応行動等が原因となり、里親委託が解除になってしまうケースがあることが課題となっています。本県においても、同様の理由で里親委託が解除となる事例が年間数件程度生じています。

里親委託を推進していくだけではなく、里親の支援体制の拡充や、里親同士の交流の場の保障、ピアサポート（里親同士の支援）の充実といった、委託後の支援についても今まで以上に手厚く行う必要があります。

（３）特別養子縁組等の推進

特別養子縁組は、原則として15歳未満のこどもの福祉のため、保護者のないこどもや実親による養育が困難なこどもに温かい家庭や法的安定性を与えることにより、こどもの健全な育成を図ることを目的として民法に規定された制度です。令和元年、民法、家事手続き法、児童福祉法が改正され、それまで6歳未満となっていた年齢の上限が15歳未満に引き上げられました。

本県の成立件数については、表13のとおり、令和5年度時点で3件となっております。

【表1-3 児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数】（単位：件）

年度	R元	R2	R3	R4	R5
成立件数	1	3	3	2	3

2 現行計画の達成見込み

（１）里親委託の推進

里親委託率は目標値を下回る見込みですが、保護者からの同意が得られにくいことや

特性のあるこどもとのマッチングに時間を要することが要因として挙げられます。

【表14 里親委託率目標】

年度		R2	R3	R4	R5	R6
里親委託率	目標	—	20.5%	—	—	32.9%
	実績	15.0%	16.0%	16.5%	17.4%	—

(2) 特別養子縁組制度の積極的な活用

特別養子縁組の成立件数は表15のとおり、令和5年度末時点では3件となっています。

【表15 特別養子縁組成立件数目標】

年度		R2	R3	R4	R5	R6
成立件数	目標	—	3件	—	—	5件
	実績	3件	3件	2件	3件	—

3 目指す方向性

- 里親のリクルートから研修、里親と里子のマッチング、委託後の支援まで一貫して里親支援を包括的に行うため、里親支援センターの設置をはじめ、県内全域のフォスタリング体制の強化を図ります。
- 里親委託の推進に向けては、まず、里親の登録数を増やす必要があるため、里親制度の啓発活動や里親リクルート活動を積極的に進めます。
- パーマネンシー保障の観点から、特別養子縁組制度の活用を視野に、市町村や医療機関等と連携しながら、乳児においても積極的に里親委託を行うよう支援に努めます。

4 具体的な取組

(1) 里親等の推進

- こどもの最善の利益を実現し、家庭養育を推進するため、里親のリクルートからマッチング、委託後の支援まで一貫した里親支援を行う里親支援センターやフォスタリング（里親養育包括支援）機関の設置等により、里親支援を包括的に行い、里親委託等を推進します。
また、特別養子縁組についても、乳児からの里親委託を積極的に行うことで、永続的解決（パーマネンシー保障）が確保できるよう推進します。（再掲）
- 里親登録数を増加させるため、里親制度の啓発活動や各圏域ごとの里親説明会の実施などの里親リクルート活動について、市町村やフォスタリング機関、里親会などの関係機関との連携を強化し、更なる普及啓発を推進します。
- 里親登録前研修や更新研修の開催に加えて、里親が利用できる子育て支援制度の情報提供や、外部講師による研修会等を開催し、里親の質向上やモチベーション維持を図り

ます。

- 里親委託後について、児童相談所をはじめ、フォスタリング機関等の関係機関が協力しフォローアップを行うとともに、養育の専門性を高める研修会の実施や里親によるピアサポートなど、支援の充実を図ります。

- 質の高い支援等ができるよう、児童相談所や里親支援センター、フォスタリング機関等の職員のスキルアップを図ります。

(2) 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障

- 代替養育を必要とするこどもの家庭復帰が難しい場合に、早期の永続的解決（パーマネンシー保障）に必要な判断・支援を着実に行って長期措置を防ぐための児童相談所における体制整備を行います。（再掲）

- 市町村や医療機関等と連携しながら、家庭での養育が難しい新生児について、特別養子縁組を見据えた里親委託を促進します。（再掲）

- 第二種社会福祉事業として養子縁組のあっせん事業の許可がおりている民間の養子縁組あっせん機関との協働について、先行して取り組みを進めている自治体の事例を参考に、相互の連携強化を図ります。

5 目標

(1) 里親等の推進

★里親委託率

年度	R5 (実績)	R7	R8	R9	R10	R11
里親委託率(%) B/A	17.4	25.6	34.4	41.8	49.5	57.0
3歳未満 a	12.5	22.9	36.1	47.4	59.0	75.0
3歳～就学前 b	32.5	38.0	48.1	57.4	66.1	75.0
学童期以降 c	14.5	23.1	30.9	37.9	44.7	50.0
代替養育を必要とする児童数(人) A	230	266	276	285	295	305
3歳未満 d	24	26	27	28	29	30
3歳～就学前 e	40	43	45	46	48	50
学童期以降 f	166	197	204	211	218	225
里親委託人数(人) B	40	68	95	119	146	174
3歳未満 a*d	3	6	10	13	17	23
3歳～就学前 b*e	13	16	22	26	32	38
学童期以降 c*f	24	46	63	80	97	113

※R5（実績）の代替養育を必要とする児童数はR6年3月31日時点

※国においては、遅くとも令和１１年度までに、全ての都道府県において、乳幼児の里親等委託率７５％以上、学童期以降の里親等委託率を５０％以上とすることが目標とされていることを踏まえ、本県の目標を設定しています。

なお、急激な里親委託の増加は里親不調を起こしかねないことや、ケアニーズの高い児童に対応できる施設措置も一定数必要であることなども想定されます。このため、児童相談所やフォスターリング機関、児童養護施設、市町村等の更なる連携強化を図りながら、里親委託率等の向上を目指します。

★養育里親、専門里親、養子縁組里親それぞれの里親登録（認定）数

★ファミリーホーム数 ★里親登録率、稼働率

年度	R5 (実績)	R7	R8	R9	R10	R11
必要とされる里親数（里親登録数）	97	99	138	177	216	258
（重複登録あり）						
養育里親	87	116	145	174	203	231
養子縁組里親	44	59	74	89	104	118
専門里親	4	6	7	8	9	10
ファミリーホーム数	2	2	3	3	4	4
里親登録率（％）	60.0	52.9	71.5	87.1	103.3	117.8
里親稼働率（人）	31.1	50.5	49.6	49.2	48.9	49.2

※委託率目標を達成するためには、まずは現在里親登録をしている里親への委託（里親稼働率）を推進し、さらに、里親登録数を県下全域において増やしていかなければなりません。今後、里親委託人数の約１．５倍の人数の里親登録を目指し、里親稼働率の向上に努めていきます。

※里親登録率

$$\frac{\text{里親登録数} \times \text{平均受託児童数（１．３人）} + \text{ファミリーホームの定員数}}{\text{乳児院・児童養護施設の入所児童数} + \text{里親・ファミリーホームへの委託児童数}}$$

※稼働数

$$\frac{\text{里親・ファミリーホームへの委託児童数}}{\text{里親登録数} \times \text{平均受託児童数} + \text{ファミリーホームの定員数}}$$

※平均受託児童数

令和５年度末時点の里親１世帯当たり１．１６人

★里親登録（認定）に係る都道府県児童福祉審議会の開催件数

年度	R5 (実績)	R7	R8	R9	R10	R11
開催件数	２件	２件	２件	３件	３件	３件

★里親支援センターの設置数

年度	R5 (実績)	R7	R8	R9	R10	R11
設置数	0箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

★基礎研修、登録前研修、更新研修などの必須研修以外の研修の実施回数、受講者数

年度	R5 (実績)	R7	R8	R9	R10	R11
実施回数	0回	1回	1回	2回	2回	2回
受講者数	0人	20人	20人	40人	40人	40人

(2) 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障

★児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数

年度	R5 (実績)	R7	R8	R9	R10	R11
成立件数	3件	3件	4件	5件	5件	6件

★特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数

年度	R5 (実績)	R7	R8	R9	R10	R11
受講者数	0人	10人	10人	10人	10人	10人

第7章 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換の推進等

1 現状及び課題

(1) 施設養育の現状

① 児童養護施設

県内には、児童養護施設が7施設あり、保護者がいない、また、保護者に養育されることが適当でないこどもを保護し、養育する施設として重要な役割を担っています。

入所児童数は、減少傾向にあり、定員との差が大きくなっています（表1）。

施設では、本体施設内の小規模グループケア（ユニット化）等により、こどもがより家庭的な「あたりまえの生活」が保障されるような環境づくりに取り組んでいます。令和5年度末時点で、小規模グループケアを実施している施設は、7施設のうち5施設あります（表2）。小規模かつ地域分散化された分園型小規模グループケアを実施している施設が令和6年度において1施設あります。引き続き、施設の安定運営にも配慮しながら、きめ細かな対応を可能とする体制強化を図っていく必要があります。

なお、一時保護専用施設の設置には至っていませんが、児童虐待相談対応件数の増加に伴い、施設への一時保護委託の受入れは増加傾向にあります（表3）。

【表1 児童養護施設の定員等の推移】

（単位：人）

年度	R元	R2	R3	R4	R5
定員	340	340	340	340	340
暫定定員	267	270	271	272	269
実際の入所児童数	242	223	219	202	193

※入所児童数については、各年度とも3月1日時点

【表2 児童養護施設の小規模グループケアの現状】

実施か所数	未実施	1か所	2か所	3か所以上	計
施設数	2	3	1	1	7
ユニット数	0	3	2	3	8

※令和5年度末時点

【表3 一時保護委託の状況】

年度	R元	R2	R3	R4	R5
人数（人）	75	55	75	116	112
延べ日数（日）	1,471	2,695	2,646	3,638	3,067

引き続き、施設の安定的な運営に配慮しながら、きめ細かなケアができる環境づくり

を進める必要があります。

② 乳児院

県内には、乳児院が1施設あり、児童養護施設と同様に保護したこどものうち、乳児（必要のある場合は幼児も含む）を入所させて養育する医学的な配慮がなされた施設として、重要な役割を担っています。

入所児童数について、新型コロナウイルス感染症の影響により、一時落ち込みがありましたが、徐々に増加しています。暫定定員の設定はあるものの安定した推移となっています（表4）。

できる限り家庭に近い環境を提供できるよう施設本体の小規模グループケアを実施し、愛着形成の再構築等のケアを行っています。

また、ショートステイ事業や子育てスペースによる地域支援、レスパイトケアの受入れ、里親や関係機関との連携を積極的に行っています。

【表4 乳児院の定員等の推移】

（単位：人）

年度	R元	R2	R3	R4	R5
定員	45	45	45	45	45
暫定定員	33	33	33	33	33
入所児童数	28	30	19	21	26

※入所児童数については、各年度とも3月1日時点

【乳児院の小規模グループケア（ユニット化）の現状】

小規模グループケア 3か所

③ 児童自立支援施設

県内には、児童自立支援施設が1施設あり、不良行為をなし、又はおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行う施設として、重要な役割を担っています。入所児童数は、横ばいで推移しています。

【表5 児童自立支援施設の定員等の推移】

（単位：人）

年度	R元	R2	R3	R4	R5
定員	24	24	24	24	24
暫定定員	11	10	12	12	12
入所児童数	12	13	15	15	13

※入所児童数については、各年度とも3月1日時点

④ 児童心理治療施設

児童心理治療施設は、心理的問題を有する児童を短期入所させ、又は保護者の下から

通わせて、その心理治療を行う施設として重要な役割を担っていますが、県内に施設がないため、近隣県の施設を利用しています。

【表6 県外の児童心理治療施設への措置児童数の推移】

(単位：人)

年度	R元	R2	R3	R4	R5
措置児童数	1	1	0	0	0

※措置児童数については、各年度とも3月1日時点

⑤ 母子生活支援施設

母子生活支援施設は、DV被害や児童虐待、生活困窮などの理由により支援が必要な母子が安全・安心な環境で暮らし、生活の立て直しを図る施設であり、親子分離せずにこどもを養護できる唯一の児童福祉施設であることから、こどもの最善の利益を考える上で、非常に重要な施設です。現在、県内では東部圏域で1施設、南部圏域で1施設が運営されています。令和5年度に東部圏域に新しく定員20世帯の母子生活支援施設が開設しています。

【表7 母子生活支援施設の定員等の推移】

(単位：世帯)

年度	R元	R2	R3	R4	R5
定員	29	29	9	9	29
暫定定員	13	12	6	5	25
入所世帯数	7	5	3	3	3

※入所世帯数については、各年度とも3月1日時点

⑥ 障害児入所施設

障がい児の養育の特質に鑑みれば、障害児入所施設における支援は、障がいに対する正確な理解と、障がい特性に応じた環境の提供に加え、できる限り家庭的な養育環境の中で、特定の大人との継続的で安定した愛着関係の下で行われる必要があります。

○福祉型障害児入所施設における小規模化推進の現状

【表8 福祉型障害児入所施設の小規模化の現状】

実施か所数	未実施	1か所	2か所	3か所以上
施設数	2	1	0	0
ユニット数	0	1	0	0

※令和5年度末時点

【表9 小規模施設の利用児童数】

	現況値
福祉型障害児入所児童数	95
ユニット型利用児童数	8

※令和6年3月1日時点

(2) 社会的養護自立支援体制

令和4年改正児童福祉法により、社会的養護経験者等に対し必要な援助を行うことが都道府県の業務として位置付けられるとともに、児童自立生活援助事業について、里親等への委託を受けていた児童等又は児童養護施設等に入所していた児童等が、児童自立生活援助を活用し、自立援助ホームのほか、里親等や児童養護施設等により自立支援を受けられるよう、事業の実施場所について要件の弾力化、年齢要件等の弾力化が行われました。

また、年齢ではなく、児童等の置かれている状況や児童等の意見・意向、関係機関との調整も踏まえた上で都道府県等が必要と判断する時点まで支援を受けることができるよう、一律の年齢要件の弾力化についても規定され、より児童等が安定して自立を目指すことのできる環境の整備が図られました。

現在、自立援助ホーム（自立生活援助事業所Ⅰ型）については、現在、県内で1施設が運営されています。

社会的養護経験者等の相互の交流、相談及び助言並びに関係機関との連絡調整等、また、帰住先を失っている場合など、状況が安定するまでの間、対象者が安心して過ごすことのできる居場所や食事の提供を行う社会的養護自立支援拠点事業が1箇所運営されています。

県内における、「自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み」は【表10】のとおりです。措置等解除後、3年間を自立支援を必要とする期間として、人数を見込んでいます。

【表10 自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み】

年度	R6 (見込み)	R7	R8	R9	R10	R11
人数(人)	65	64	67	73	80	87

2 現行計画の達成見込み

(1) 地域の小規模化・地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換の推進

【表11】のとおり、令和6年度において、2施設が分園型小規模グループケア実施見込みとなっております。児童家庭支援センターについては、3圏域中2圏域において設置がされていますので、全圏域設置向けて、支援を行っていきます。引き続き、小規模化・地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた支援を行います。

【表１１ 小規模化・地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換目標】

年度		R2	R3	R4	R5	R6
分園型小規模グループ ケア施設数	目標	—	—	—	—	3施設
	実績	0施設	0施設	0施設	1施設	2施設 (見込み)
一時保護専用施設の 設置圏域数	目標	1圏域	1圏域	2圏域	2圏域	3圏域
	実績	0圏域	0圏域	0圏域	0圏域	0圏域 (見込み)
児童家庭支援センター の設置圏域数	目標	1圏域	1圏域	2圏域	2圏域	3圏域
	実績	1圏域	1圏域	2圏域	2圏域	2圏域 (見込み)

(2) 社会的養護自立支援の推進

社会的養護自立支援については、自立援助ホームが令和6年度において2施設設置の見込みであり、計画目標を達成しております。

【表１２ 自立援助ホームの設置目標】

年度		R2	R3	R4	R5	R6
自立援助ホームの 設置数	目標	1施設	1施設	2施設	2施設	2施設
	実績	1施設	1施設	1施設	2施設	2施設 (見込み)

3 目指す方向性

- ケアニーズの高いこどもに対する専門性の高い施設養育を行う体制を整えるため、専門性のある職員の配置及び小規模化を促進します。
- 一時保護委託の受入体制の整備や里親支援機能の強化、市町村と連携した在宅支援等、地域の実情に応じた家庭養育の支援の充実、多機能化を促進します。
- 将来的には、地域分散化が図られ、地域社会との良好な関係を築き、「地域の社会的養育を支える専門的な拠点」となるよう、施設の変革を支援します。
- 児童養護施設退所児童等が円滑に自立できるよう、多様な支援を推進します。

4 具体的な取組

(1) 地域の小規模化・地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換の推進

- 児童養護施設等において、できる限り良好な家庭的環境による養育を行うための小規模かつ地域分散化、高機能化等について、地域の実情に即した取組みを推進します。
(再掲)

- 乳児院や児童養護施設等がその専門性を生かし、地域において支援を必要とする家庭等に対する支援機関としての役割を担えるよう、施設の多機能化・機能転換を推進します。（再掲）
- 乳児院や児童養護施設等が、こどもに対し、質の高い養育を提供するため、施設職員が参加する研修や施設内で行う専門性向上研修に対する支援を行い、施設職員のスキル向上につなげます。（再掲）
- 児童自立支援施設については、その運営等の在り方について、定期的に話し合う場を設けるとともに、専門医や心理療法担当職員が治療や支援を行う児童心理治療施設の設置について、関係機関による検討を行うなど、ケアニーズに応じた適切な支援を受けることができるよう体制強化に取り組みます。（再掲）
- 児童自立支援施設や児童養護施設等において、必要な備品の購入や更新、設備の改修等を計画的に進め、入所児童等の養育環境の改善を図る取組を支援します。（再掲）
- 児童の養育や保護者対応等のノウハウを持っている児童養護施設等のソーシャルワーク機能強化や児童家庭支援センターの設置を推進し、家庭支援及び地域支援の充実を図り、セーフティネットとしての代替養育の場の確保に努めます。（再掲）
- DV被害や児童虐待を受けた母子や地域での自立した生活が困難な母子には、母子生活支援施設における専門的な支援が受けられるよう、適切な情報提供等の支援により活用促進に努めます。（再掲）

（２）社会的養護自立支援の推進

- 社会的養護により育ったこどもが、社会において自立していけるよう、施設の退所等までに、生活技術の知識や経験等、自立生活に必要な力を養うための支援体制を整備します。（再掲）
- 年齢により支援が途切れ、困難な状況とならないよう、１８歳以降の措置延長を積極的に活用するとともに、その後も必要性を判断し、児童自立生活援助事業に確実につなげます。（再掲）
- 里親委託解除や児童養護施設等退所後も寄り添って、就労や進学をはじめ生活全般にわたる相談や情報提供、仲間づくりの機会を提供するなど、社会的養護自立支援拠点事業を推進します。（再掲）
- 社会的養護経験者が帰省先を失っている場合などに一時避難的かつ短期間の居場所の提供を伴う支援を行います。（再掲）

- 親からの虐待等に苦しみ、安全・安心な居場所や様々な支援を求める10代～20代のこども・若者がそのニーズにあわせて必要な支援を受けられ、宿泊もできる居場所（こども若者シェルター等）づくりに取り組みます。（再掲）

- 必要に応じて、措置解除者等の実態把握のため、施設退所者等に対するアンケートの実施等を行い、調査を実施します。

5 目標

（１）地域の小規模化・地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換の推進

★施設養育の供給量

			R5 (実績)	R7	R8	R9	R10	R11
施設定員数（供給量）			302	262	255	252	249	242
○児童養護施設								
定員数（供給量） ※暫定定員			269	231	225	222	219	212
本体施設	その他	定員	217	177	165	152	139	126
	小規模 グループケア	ユニット数	8	8	8	9	10	10
		定員	52	48	48	54	60	60
	4人の 生活単位	ユニット数	0	0	0	1	2	2
		定員	0	0	0	4	8	8
本体施設外	分園型小規模 グループケア・ 地域小規模 児童養護施設	ユニット数	0	1	2	2	2	3
		定員	0	6	12	12	12	18
○乳児院								
定員数（供給量） ※暫定定員			33	31	30	30	30	30
本体施設	その他	定員	19	13	12	12	12	8
	小規模 グループケア	ユニット数	3	4	4	4	4	4
		定員	14	18	18	18	18	18
	4人の 生活単位	ユニット数	0	0	0	0	0	1
		定員	0	0	0	0	0	4

★養育機能強化のための専門職の加配施設数、加配職員数

年度			R5 (実績)	R7	R8	R9	R10	R11
児 童 養 護 施 設	家庭支援 専門相談員	加配施設数	4	4	5	6	7	7
		加配職員数	4	4	5	6	7	7
	心理療法 担当職員	加配施設数	5	6	7	7	7	7
		加配職員数	5	6	7	7	7	7
	自立支援 担当職員	加配施設数	2	4	5	6	7	7
		加配職員数	2	4	5	6	7	7
乳 児 院	家庭支援 専門相談員	加配施設数	0	0	1	1	1	1
		加配職員数	0	0	1	1	1	1
	心理療法 担当職員	加配施設数	1	1	1	1	1	1
		加配職員数	1	1	2	2	2	2

★一時保護専用施設の整備施設数

	R5 (実績)	R7	R8	R9	R10	R11
施設数	0施設	0施設	1施設	1施設	2施設	3施設

★児童家庭支援センターの設置施設数

	R5 (実績)	R7	R8	R9	R10	R11
施設数	2施設	2施設	2施設	3施設	3施設	3施設

★里親支援センター、里親養育包括支援事業の実施施設数

	R5 (実績)	R7	R8	R9	R10	R11
里親養育包括支援事業	2施設	2施設	2施設	2施設	2施設	2施設

★妊産婦等生活援助事業の実施施設数

	R5 (実績)	R7	R8	R9	R10	R11
施設数	0施設	1施設	1施設	1施設	1施設	1施設

★市町村の家庭支援事業を委託されている施設数

	R5 (実績)	R7	R8	R9	R10	R11
子育て短期支援事業	7施設	8施設	9施設	10施設	10施設	10施設
親子関係形成支援事業	0施設	0施設	1施設	1施設	2施設	3施設

(2) 社会的養護自立支援の推進

★児童自立生活援助事業所の整備箇所数

年度		R5 (実績)	R7	R8	R9	R10	R11
Ⅰ型	実施箇所数	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
	入居定員	8人	12人	12人	12人	12人	12人
Ⅱ型	実施箇所数	-	3箇所	4箇所	5箇所	6箇所	7箇所
	入居定員	-	6人	8人	10人	12人	14人
Ⅲ型	実施箇所数	-	1箇所	1箇所	2箇所	7箇所	6箇所
	入居定員	-	1人	1人	2人	7人	6人

★社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数

年度	R5 (実績)	R7	R8	R9	R10	R11
整備箇所数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

第8章 児童相談所の強化等に向けた取組

1 現状及び課題

(1) 児童虐待への対応

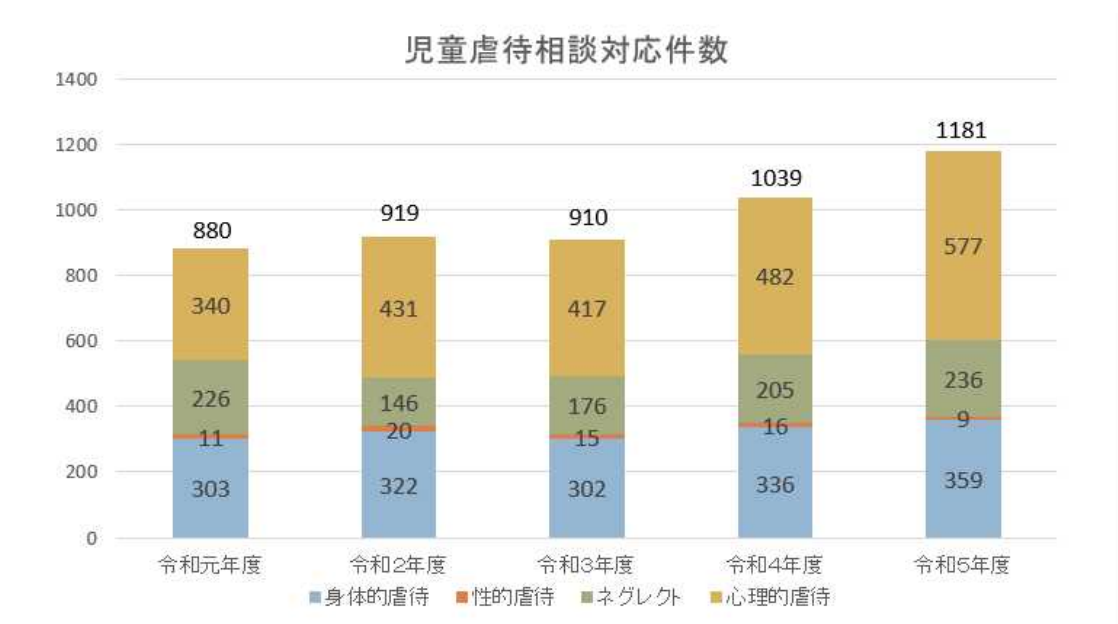
児童相談所における児童虐待相談対応件数は全国的には増加の一途をたどっており、本県においても表1のとおり、令和5年度においては過去最高となる1,181件となっています。

【表1 児童虐待相談対応件数の推移】

(単位：件)

年度	(内 訳)					全国
	徳島県	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待	
R5	1,181	359	9	236	577	—
R4	1,039	336	16	205	482	214,843
R3	910	302	15	176	417	207,660
R2	919	322	20	146	431	205,044
R元	880	303	11	226	340	193,780

【図1 児童虐待相談対応件数の推移】



また複雑・困難なケースも増加していることから、体制強化を計画的に進めるとともに、児童虐待防止対策を更に進めていくため、「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(令和6年12月23日再改定児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議)に沿って、児童福祉司等の増員や一時保護の体制強化、児童相談所や市町村職員に対する専門性の向上のほか、児童福祉司等の業務負担の軽減を図ります。

さらに、児童虐待対応のほか、表2のとおり、養育に不安のある家庭からの各種相談が増加しており、多岐にわたる相談に対応するため、児童相談所職員に対して高い専門

性が求められています。

【表2 児童相談所における相談件数の推移】

(単位：件)

年度	H30	R元	R2	R3	R4
総相談件数	2,450	2,422	2,425	2,565	2,831
養護相談	945	1,080	1,139	1,127	1,344
保健相談	0	0	0	0	0
障がい相談	1,304	1,156	1,088	1,211	1,226
非行相談	54	33	43	32	67
育成相談	147	153	155	195	194

(2) 児童福祉司等の配置

増加する児童虐待に対応するため、表3のとおり、令和2年度から専門職の採用を行い、児童福祉司を確保しています。

児童福祉司等の配置状況については、表4及び表5のとおりとなっており、児童福祉司の配置基準（表6）は満たしているものの、児童福祉司業務経験年数1年未満の職員が約2割、3年未満の職員が約6割と経験年数が浅い職員が多く、人材の育成を進めていく必要があります。

【表3 児童福祉職の採用状況】

(単位：人)

年度	R2	R3	R4	R5	R6
児童福祉職	4	3	3	4	6

※R4からは福祉職で採用された者のうち児童相談所に配置された者

【表4 児童福祉司等の配置状況】

(単位：人)

年度	R2	R3	R4	R5	R6
児童福祉司	28	34	40	42	40
スーパーバイザー	(5)	(5)	(4)	(6)	(7)
児童心理司	11	12	14	14	19
嘱託医	9	9	9	9	9
保健師	(1)	(1)	3	3	3
弁護士		4	4	4	4

※4月1日時点（R5年度は6月1日配置数）

※（ ）は児童福祉司の内数

【表5 児童福祉司業務経験年数別の児童福祉司配置状況】

(単位：人)

年度	R2	R3	R4	R5	R6
経験年数1年未満	9	5	7	8	9
経験年数1年以上～3年未満	5	8	9	10	15
経験年数3年以上～5年未満	2	0	0	2	9
経験年数5年以上～10年未満	4	5	5	4	1
経験年数10年以上	3	3	2	1	6
計（児童福祉司配置数）	23	21	23	25	40
経験1年未満の割合	39.1%	23.8%	30.4%	32.0%	22.5%
経験3年未満の割合	60.9%	61.9%	69.6%	72.0%	60.0%

※4月1日時点（R5年度は6月1日時点）

【表6 政令、指針に基づく児童福祉司等の配置標準】

(単位：人)

			中央	南部	西部	合計
		人口（R2）	551,402	95,160	72,997	719,559
R 6	児童福祉司	配置標準	27	7	6	40
		ス-パ-バ-イザ-	（5）	（1）	（1）	（7）
		里親支援児童福祉司	（1）	（1）	（1）	（3）
		市町村支援児童福祉司	（1）	0	0	（1）
	児童心理司	配置標準	13	3	3	19

※人口は公表された直近の国勢調査の結果による、（ ）は配置標準の内数

(3) 児童相談所職員の研修実施状況

令和5年度における児童福祉司任用前研修には9名、児童福祉司任用後研修には26名、専門性強化研修には、計7日間でのべ206人が受講しております。

2 現行計画の達成見込み

(1) 児童虐待や家庭養育推進に対応するための体制強化

児童相談管理システムの導入及びタブレット端末の配備、また警察とのシステムによる連携により、業務負担の軽減を図っています。

また、表7のとおり、令和6年度においては、児童福祉司等の配置目標を達成しています。

【表7 児童福祉司等の配置目標】

(単位：人)

年度		R2	R3	R4	R5	R6
児童福祉司	目標	—	—	35	—	35
	実績	28	34	40	42	40
児童心理司	目標	—	—	15	—	15
	実績	11	12	14	14	19
スーパーバイザー	目標	—	—	(5)	—	(5)
	実績	(5)	(5)	(4)	(6)	(7)
里親支援児童福祉司	目標	—	—	(3)	—	(3)
	実績	(1)	(2)	(2)	(2)	(3)
市町村支援児童福祉司	目標	—	—	(3)	—	(3)
	実績	(2)	(2)	(2)	(2)	(1)

※ () は児童福祉司の内数

(2) 専門性の強化

専門性向上研修の実施にあたっては、職員がより参加しやすい環境を整えることにより、表8のとおり受講者数の目標は達成する見込みです。

【表8 児童相談所職員専門性強化研修の受講目標】

(単位：人)

年度		R2	R3	R4	R5	R6
研修受講者数	目標	30	30	30	30	30
	実績	72	87	91	246	89 (見込み)

(3) 関係機関との連携強化

こどもへの心理的負担を軽減するための合同司法面接や、合同カンファレンスを実施し、司法面での連携強化を図っています。

また、警察等からの虐待通告に対し、ケースの重篤度や緊急度を見極め、児童相談所と市町村との役割分担を適切に行っています。

さらに、児童相談所及び一時保護所においては、国のガイドラインに基づいた第三者評価を実施しています。

3 目指す方向性

- 近年、増加・複雑化している児童相談所業務に適切に対応するため、適正な人員の配置に加え、職員の専門性の確保、関係機関との連携強化を進めます。
- 限られた人員の中で多岐にわたる業務を適性に行うために、AIの導入などによる業務の効率化や人為的なミスの防止策など、随時、最適な業務体制の確立に努めます。

4 具体的な取組

(1) 児童相談所の機能強化

- 増加する児童虐待や各種相談に対し、組織的な管理及び対応、適切なアセスメント等を可能とするために、児童福祉司や児童心理司等の適切な配置に努めるとともに、各種研修の実施により高度な技術の習得と専門性の向上を図ります。(再掲)
- 児童虐待への対応力の向上に向け、警察や医師等、知見や経験を有する関係機関と連携を強化するとともに、任期付き職員の活用も含めた弁護士の常勤配置の検討、司法面接研修等への職員派遣など、法的対応への体制強化を進めます。(再掲)
- 寄せられた虐待相談や警察等からの虐待通告に対し、児童相談所と市町村との役割分担を適切に行うとともに、保育所や幼稚園、小・中学校等との連携強化により、児童虐待の早期発見・早期対応体制の充実を図ります。(再掲)
- 児童虐待事案へ迅速・的確に対応のため、児童相談所におけるＤＸの推進や第三者評価の適切な実施、市町村や警察等との連携により、児童相談体制の機能強化に努めます。(再掲)
- 児童相談所がこどもを守るための本来の機能を十分に発揮できるよう、各児童相談所において、職員のメンタルケアに取り組みます。(再掲)
- 児童虐待による死亡事例等の重大事例については、児童相談所において地域特性を踏まえた検証を行い、その結果に基づき再発防止のための措置を講じるほか、市町村が行う検証を支援します。(再掲)

(2) 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障

- 代替養育を必要とするこどもの家庭復帰が難しい場合に、早期の永続的解決（パーマネンシー保障）に必要な判断・支援を着実に行って長期措置を防ぐための児童相談所における体制整備を行います。(再掲)
- 虐待をはじめとする養育上の問題や課題に直面している家庭の親子関係の修復や再構築に適切に取り組むことができるような体制を整えます。(再掲)
- 支援を必要とする家庭等に対しては、家庭養育優先原則を徹底し、市町村の家庭支援事業等を活用した予防的支援に努めます。(再掲)

5 目標

(1) 児童相談所の機能強化

★【児童福祉司等の配置】

年度	R6 (実績)	R7	R8	R9	R10	R11
児童福祉司	40人	国の配置基準を勘案し、適切に配置				
児童心理司	19人					
スーパーバイザー	(7人)					
里親支援児童福祉司	(3人)					
市町村支援児童福祉司	(1人)					
保健師	3人					
医師(常勤)	1人					
医師(非常勤)	8人					
弁護士(常勤)	0人					
弁護士(非常勤)	4人					

※ () は児童福祉司の内数

★【こども家庭ソーシャルワーカーの養成に係る研修の児童相談所職員受講者数】

年度	R5 (実績)	R7	R8	R9	R10	R11
研修受講者数(累計)	0人	18人	20人	25人	30人	30人

★【第三者評価を実施している児童相談所数】

年度	R5 (実績)	R7	R8	R9	R10	R11
児童相談所数	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所
割合	100%	100%	100%	100%	100%	100%

※ただし、第三者評価の受審は3年に1回

(2) 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障

★親子再統合支援事業による各種支援の実施件数

年度	R5 (実績)	R7	R8	R9	R10	R11
支援実施件数(累計)	0件	1件	3件	6件	9件	12件

★親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の実施回数、受講者数

年度	R5 (実績)	R7	R8	R9	R10	R11
研修実施回数	0回	1回	1回	2回	2回	3回
研修受講者数(累計)	0人	10人	20人	30人	40人	50人

★【家庭支援事業の実施箇所数】（再掲）

年度	R5 (実績)	R7	R8	R9	R10	R11
子育て短期支援事業	24箇所	24箇所	24箇所	24箇所	24箇所	24箇所
子育て世帯訪問支援事業	0箇所	14箇所	18箇所	24箇所	24箇所	24箇所
児童育成支援拠点事業	0箇所	4箇所	8箇所	12箇所	18箇所	24箇所
親子関係形成支援事業	0箇所	2箇所	4箇所	8箇所	16箇所	24箇所

★【子育て短期支援事業委託数】（再掲）

年度	R5 (実績)	R7	R8	R9	R10	R11
里親、ファミリーホーム	0箇所	2箇所	4箇所	6箇所	8箇所	10箇所

第9章 一時保護改革に向けた取組

1 現状及び課題

(1) 一時保護の実施状況

こどもの一時保護は、児童相談所が行う相談援助業務の中でこどもの安全確保やアセスメントが必要な場合に行っており、本県における一時保護件数の推移は表1のとおりとなっています。

本県の一時保護施設は中央児童相談所併設の1施設となっており、児童養護施設等に一時保護を委託している状況です。

また、一時保護は、こどもにとって不安の大きい状態であり、より手厚い対応が必要となることから、令和6年4月、国において「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」が定められ、都道府県においても、国に準じて、条例で基準を定めることとされました。

一時保護時において対応の困難な事案も見受けられる中、こどもの特性に応じた適切なケアを実施するためには、新基準に適合し、施設の機能強化や、こどもの権利擁護、職員の専門性向上などに取り組む必要があります。

【表1 一時保護児童数等の推移】

年度		H30	R元	R2	R3	R4
一時保護児童数(人)		216	187	146	166	215
一時保護延べ日数		5,573	4,018	5,673	5,483	6,770
1日当たりの平均保護児童数(人)		15.3	11.0	15.5	15.0	18.5
内 訳	一時保護施設での保護児童数(人)	109	112	91	91	99
	一時保護施設での保護延べ日数	2,824	2,547	2,978	2,837	3,132
	1日当たりの平均保護児童(人)	7.7	7.0	8.2	7.8	8.6
	一時保護委託児童数(人)	107	75	55	75	116
	一時保護委託延べ日数	2,749	1,471	2,695	2,646	3,638
	1日当たりの平均保護児童(人)	7.5	4.0	7.4	7.2	10.0

(2) 一時保護の実施期間

緊急保護やアセスメントのため一時保護を行っている期間は、生活場面でこどもと関わり寄り添うとともに、関係機関と連携しながらこどもや家族に対する支援内容を検討し、方針を定める期間となります。

一時保護施設において保護する期間は、急激な環境の変化によってこどもの心身への影響が大きいことから、必要最小限とする必要があります。

本県における一時保護の平均日数の年度別の推移については、表2のとおり、長期化の傾向が見られ、こどもの安全確保やアセスメントに時間を要している状況です。

【表2 平均保護日数の推移】

(単位：日)

年度	H30	R元	R2	R3	R4
一時保護全体	25.8	21.5	38.9	33.0	31.5
一時保護施設入所	25.9	22.7	32.7	31.2	31.6
一時保護委託	25.7	19.6	49.0	35.3	31.4

(3) 一時保護委託の委託先

一時保護の実施に当たっては、こどもの状況等を踏まえ、最も適した環境で実施することが求められることから、里親、児童福祉施設、医療機関等の一時保護委託先の確保や、原籍校への通学が可能となるよう一時保護の場の地域分散化などを進めることが求められています。本県の一時保護委託先の状況については表3のとおりとなっています。

【表3 一時保護委託先別委託人数の推移】

(単位：人)

年度	H30	R元	R2	R3	R4
児童養護施設	65	45	37	31	79
乳児院	20	14	5	15	21
児童自立支援施設	1	2	0	0	0
障がい児関係施設	10	7	9	9	9
その他の施設	1	3	1	1	0
里親	9	2	0	15	3
その他	1	2	3	4	1

(4) こどもの権利擁護

一時保護は、虐待を受けたこどもの最善の利益や命を守るため、一時的にその養育環境から離すものですが、この期間中においても、こどもの権利が守られることが非常に重要です。

一時保護時における処遇については、こどもの意見・意向を尊重する必要があり、こどもたちの状態や背景を踏まえて、生活ルール等を定めるなどの配慮が必要です。また、こどものプライバシーやジェンダーアイデンティティ等に配慮した環境整備も求められています。

さらに、一時保護中であっても、適切な教育が受けられるよう、学校等への通園・通学手段の確保や、オンライン環境の整備などを検討する必要があります。

2 現行計画の達成見込み

(1) こどもの権利擁護の強化等

一時保護時において、「こどもの権利ノート」を活用した権利擁護についての説明や、意見表明等支援員（アドボケイト）の訪問など、こどもが意見を表明しやすい環境整備を行い、こどもの意向に沿った処遇環境の改善に繋がりました。

また、外部講師招へいによる研修の実施や専門性向上研修への参加等により、職員の

専門性の向上、関係機関との連携が図られました。

【表4 一時保護施設職員の研修の受講目標】

年度		R2	R3	R4	R5	R6
研修受講者数	目標	10人	10人	10人	10人	10人
	実績	5人	14人	10人	9人	—

(2) 一時保護委託先の拡充

一時保護専用施設は、現状では設置するにいたっていませんが、こどもの様々な特性に対応するため、里親へ一時保護委託を行ったケースもあります。

引き続き、多様な一時保護委託先の確保について検討を進めます。

【表5 一時保護専用施設の設置目標】 (再掲)

年度		R2	R3	R4	R5	R6
一時保護専用施設の 設置圏域数	目標	1圏域	1圏域	2圏域	2圏域	3圏域
	実績	0圏域	0圏域	0圏域	0圏域	0圏域 (見込み)

3 目指す方向性

■ 国において策定された「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」及び「一時保護ガイドライン」を踏まえて、更なるこどもの権利擁護の強化を図ります。

■ 一時保護児童数は増加傾向にあり、また、こどものケアニーズも多様化しています。このような状況に適切に対応するため、一時保護施設の機能強化の充実や職員の専門性向上など、体制強化に努めます。

4 具体的な取組

(1) 一時保護施設の機能強化

■ 新たな一時保護施設の設備運営基準に基づき、こどもの権利擁護や個別的なケアを推進するための職員や専門職員の適正な配置に努めるとともに、個室化や小規模ユニット化を推進し、こども一人一人の状況に応じた適切な処遇を行うことができる環境整備に取り組みます。(再掲)

■ 児童福祉施設等に併設する一時保護専用施設や里親など地域における多様な一時保護委託先を確保するとともに、重症心身障がい者をはじめ、重複障がいがある等、特別なケアを要する児童の一時保護受入れ先の確保に努め、こどもの権利や個別性を重視した環境整備を推進します。(再掲)

- 児童相談所において、一時保護の適正性や手続の透明性の確保のため、改正児童福祉法において導入される一時保護開始時の司法審査の円滑な実施はもとより、対応マニュアルの整備・活用や定期的なアセスメントの徹底により、必要最小限の日数による一時保護とするよう取り組みます。（再掲）
- 児童養護施設等の施設入所や一時保護において、こども自身の持つ権利について、児童相談所職員又は施設職員が「こどもの権利ノート」を活用するなどして、十分な説明を行うとともに、定期的な意見表明等支援員（アドボケイト）の訪問など、その他こどもが意見を表明しやすい環境を整備します。（再掲）
- 一時保護施設の適正な運営を確保するため、第三者評価を活用するなど自己評価及び外部評価を行います。

5 目標

（１）一時保護施設の機能強化

★一時保護施設の定員数

年度	R5 (実績)	R7	R8	R9	R10	R11
定員数	12人	検討	検討	検討	検討	検討

★一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、児童福祉施設等の設置圏域数

年度	R5 (実績)	R7	R8	R9	R10	R11
一時保護専用施設等の設置圏域数	3圏域	3圏域	3圏域	3圏域	3圏域	3圏域

★一時保護施設職員に対する研修実施回数、受講者数

年度	R5 (実績)	R7	R8	R9	R10	R11
研修実施回数	3回	4回	4回	4回	4回	4回
受講者数	9人	10人	10人	10人	10人	10人

★第三者評価を実施している一時保護施設数

年度	R5 (実績)	R7	R8	R9	R10	R11
実施施設数	1施設	1施設	1施設	1施設	1施設	1施設

※ただし、第三者評価の受審は3年に1回